

2007～2009 年度
日本社会学会 社会学教育委員会 報告書
「中等教育における社会学教育の重要性と可能性」

2009年10月10日

「中等教育における社会学教育の重要性と可能性」

目次

今期の社会学教育委員会について (丸山定巳)	— 2
中等教育における社会科教育と社会学——その歴史・現状・課題 (佐藤哲彦)	— 3
中等教育における社会科教育と社会学——高等学校学習指導要領を中心に (岡崎宏樹)	— 9
中等教育における社会学的手法導入の可能性——新中学校学習指導要領解説を中心に (大屋 幸恵)	— 17
高等学校の教科書における社会学的知の分析 (城 達也)	— 22
諸外国の中等教育における社会学教育と社会学会の取り組み (渡邊 登)	— 27
ドイツのギムナジウムにおける社会学教育 (城 達也)	— 32
付論① 公務員試験・国家資格試験における社会学・社会科学（社会） (森嶋 由紀子)	— 37
付論② 東海地域における社会学教育の新しい試み——「社会調査インターカレッジ発表会」の可能性 (大山小夜)	— 48

今期の社会学教育委員会について

社会学教育委員会委員長 丸山定巳

前期委員会からの主要な引き継ぎ事項は、①大学における社会学教育の標準化の可能性についての検討、②オーバードクター問題との関連で、大学における社会学関係ポストの変動の把握、の2点であった。なお、②に関連しては、今期理事会に若手研究者問題検討特別委員会が設置され別途検討されてきている。

今期委員会は、社会学的知の世界を拡充するためには、高等教育の前段階である中等教育から着手される必要があるとの問題意識から、中等段階で社会学的知がどのように扱われているかに焦点を置いて検討した。従来、社会学教育の調査研究は主に大学教育に重点を置いて行われ、その前段階における取り組みには必ずしも力が注がれてこなかった。また、中等教育からの連続性に目を向けた研究もほとんど見られない。

しかし、より広い視野に立つならば、高校までの社会科教育によって啓発された社会学的知が、大学教育によってより専門的な水準まで深められ、さらに多様なニーズに応じた学習へと展開するよう継続・連携した一貫した教育システムが構築される必要がある。こうした観点から、高校の社会科教育における社会学的教育の活用状況の検討を行った。具体的には、高校社会科教科書並びに学習指導要領の分析、社会科教育法を専門とする大学教員へのインタビューなどを実施した。

その結果、社会学者が加わっていない教科書では、ほとんど社会学的視点・記述がないこと、歴史的に見ても、中等教育における社会学的知は、縮小の一途を辿っていることなど、現在の中等教育には、社会学の知見や教育効果が十分に生かされていないことが裏付けされた。関連する他の学問分野と比較してその占める割合はきわめて少ない。歴史学・地理学に加え経済学・政治学・法学などの視点が優先され、教科書でも社会学的記述は狭く限定されている。高校の「現代社会」の指導要領では、大衆化・少子高齢化・高度情報化国際化の4項目が取り上げられているにすぎない。

また、社会科教員のなかに、社会学的キャリアを持っている者が少ない。そのため、たとえば、身近な「地域社会」の問題なども社会学的視点から十全な教育が行われていない実情がうかがわれる。このように、高校生には、学問としての社会学についての情報があまり伝えられていない。

学習指導要領の作成プロセスに関与しなければ、教科書に社会学的知を反映させることは難しい。歴史学や経済学などの学会では、中等教育に関する議論がなされてきている。日本社会学会としても、中等教育の社会科教育に積極的関与していくことを検討すべき段階に来ているのではないかと考えられる。そのことは、社会学卒業生の進路を開拓していくことにも繋がっていくことになるであろう。

中等教育における社会科教育と社会学——その歴史・現状・課題

佐藤哲彦（熊本大学）

1. はじめに

今期の社会学教育委員会では、主として中等教育における社会学的視点の導入などについて検討する必要性が議論された。そこで筆者は、社会科教育法を専門とする大学教員にインタビューを行い¹、またそこで得られた情報の確認やその後の展開を調べるなどして、中等教育における社会学的教育についての歴史と現状、および今後の課題などについて考えたことを報告しておくことにする。

以下ではまず、インタビューによって得られた結果について概略を記す。次にこれらを多少具体的に論じたのちに、中等教育における社会学的教育の関与可能性について論じてみたい。

2. インタビュー結果の概要

- 1) 現時点では、歴史学・経済学・法律学が中等教育にアプローチしている。
- 2) 戦後直後は、社会科には「地理」「歴史」の他に「一般社会」や「時事問題」があり、その「一般社会」の部分が社会学的な社会科教育の可能性をもっていた。
- 3) GHQ の統治が終わると、それまで社会学的な教育が可能であった「一般社会」が教育改革ともなって、地理・歴史の手で狭められてしまった（とくに中学校）。
- 4) 高校は地理・歴史の他に政治経済ができ、その後、小中の道徳教育との連続性から「倫理社会」が編成されたものの、その主旨は道徳教育（「倫理」重視、「社会」軽視）であった。
- 5) 昭和 40 年代に「現代社会」が編成されたが、その中身も社会学以外の領域により囲い込まれてしまって、社会学はごく一部を除いて排除されてしまった。
- 6) とはいえ、小学 3・4 年生から「地域」の問題を考えるプログラムがあり、これにはこんにちでも社会学的手法が必要とされている。
- 7) 中学校・高校もまた「現代社会」に「地域」について考えるプログラムがあり、これは現在では地域自治の問題など政治学に囲い込まれているが、現場の先生たちにとってはむしろここに社会学的な手法や思考を必要としている。
- 8) 「調べ学習」などは新学力観構想にもなって昭和 60 年代から始まったが、政策的失

¹ インタビューは 2008 年 9 月 24 日に熊本市で行った。

敗が明らかであるので、その領域は今後縮小に向かうことが予想される。

9) 社会学が社会科教育に関与するのであれば、「調べ学習」よりも「地域」について教える手法やプログラムへの関与の方が需要があり、必要とされている。

10) 「社会科教育」と社会学の関係を考えるのであれば、「一般社会」などの時代の指導要領や教科書を分析して、社会学的社会科教育の可能性を発見できるかもしれない。

3. 現状と問題点

1) 各学会における中等教育関連の議論と現状

歴史学では日本西洋史学会が世界史教育をどのようにしたらいいのかという課題に対し、学会レベルで取り組んでいる。たとえば二年前（2007年）の新潟大会でも、小シンポジウムにおいて世界史教育についてとりあげられた²。また2010年に大分県で開催される大会でも同じく中等教育（主として高校）における歴史教育について議論する企画が進行している。同じく歴史学の日本史については、学術誌『歴史学研究』において中学の歴史の授業をめぐって、1980年代から歴史学と歴史教育がリレー討論の形で論じている。一方地理については、中等教育に関する学会レベルの議論はほとんどないと考えられる。いわゆる地理歴史という分野では、とくに歴史が中等教育にかんして盛んに議論しているといえる。

最近その動きが盛んであるのは経済学である。経済学は経済教育という形で、とくに消費者教育を取り上げる傾向にある。これはカードローンの問題や破産などの社会的な問題が発生する現状において、経済教育をどうするのかということが課題となり、ここ四、五年盛んに活動していると考えられる³。

また同様に法律学も近年その動きが盛んである。法律学では主として法律学と法教育という形で、ここ二、三年盛んになりつつある。これは裁判員制度の導入と関係していると考えられる。その場合、社会科教育とタイアップする形で法教育を行うなどの作業も見られ⁴、出版などの活動も行われている。これはこれまでの「法学部での法教育」と「国民教育としての法教育」をどうするのかという課題に対する一つの答えでもあり、「市民教育としての法教育」ということでもある。

² 参考URL:「日本西洋史学会第57回大会」<http://www.soc.nii.ac.jp/jswh/2007/>、「歴史教育への現代的アプローチ」http://www.soc.nii.ac.jp/jswh/2007/17_pm04.htm

³ 経済学教育学会は2003年に経済教育学会と名称変更を行った。大会では「高校生（また中学生）にどう教えるか」といったことをテーマにした発表などが散見される。参考URL:「経済教育学会」<http://wwwsoc.nii.ac.jp/ecoedu/index2.htm>

⁴ もちろんこのような共同作業は法教育のためだけでなく、社会科教育の側の事情も含めてさまざまな目的で行われている（渡部、他「授業計画・実践の力量形成に与える法学・社会科教育学の専門性の影響に関する研究」『東京学芸大学紀要』（人文社会科学系II）、vol.60、23-46）。

2) 社会学と社会科教育の歴史

社会学が社会科教育にそれほど関与してこなかったのは歴史的事実としてある。

戦前の社会科教育は、地理、歴史、さらには法政経済という科目があり、この法政経済が昭和の初めに公民科という科目に代わっている。戦後（昭和 22 年）、社会科が発足したとき、中学一年から高校一年までに「一般社会」という科目が成立した。地理歴史はこれとは別立てとしてあった。また当時は高校に「時事問題」というのがあり（高校の社会科課程は「時事問題」「人文地理」「西洋史」「東洋史」であった）、実は「一般社会」と「時事問題」が中等教育における社会科の核になっていたとされる。

しかしながら、中学校の科目としては、昭和 30（1955）年に「一般社会」がなくなり、そこで「地理分野」「歴史分野」「社会分野」が合わさり「社会」ということになった。そしてこの「社会」が再度各分野に分割され、その中の「社会分野」が「公民」になった。またそれに併せて、初等教育（小学校）も 5 年生に地理が入り、6 年生に歴史が入ってきた。このシステムが現在までの初等・中等教育の起点となっている。昭和 30 年に社会科教育が大きく変わったのは、占領状態から日本が脱するにあたってのいわゆる右旋回であるともいわれているが、いずれにしても、それまで「社会」が多く占めていた状況から「地理」「歴史」がその役割を増やしたと考えられる。

その一方で、高校では「地理」「歴史」「政治経済」「倫理社会」という編成になったが、この「倫理社会」は小学校・中学校に「道徳」が設定されたときにできたものである。つまり、高校には「道徳」という科目がないために、その機能を果たすものとして「倫理社会」ができた側面があるとされる（昭和 33 年から 35 年にかけて）。したがって、「倫理社会」とはいえ、中心は「倫理」となっており、「社会」の重要度は低く置かれていることになったのである。

この間の過程をざっとみるかぎり、社会学のいう「社会」は社会科教育の中心から、分割された一つの教科の、さらに一部分にまで後退したというのが現実的な認識であると考えられるだろう。逆にいえば、これまでの歴史的経緯の中で、とくに昭和 22 年から 26 年までの「一般社会」設定の時期に、社会科教育と社会学とは内容的に非常に密接な関係になったと考えられる。この時期に社会学の学会などが社会科教育に深く関与していたのであれば、その後の社会科教育の形はこんにちのものとは違ったものとなっていた可能性があるとも考えられる。

3) 社会科教育と社会学的関心

昭和 40 年代（昭和 42 年）から「現代社会」が成立し、50 年代になると新教育課程に入り高校ではこの「現代社会」が必修として設定された。またこれとは別に現在、小学校では 3、4 年生に地域社会のことを教えるプログラムが設定されており、これら限られた時限と領域において、社会科教育は社会学的視点を必要としていると考えられる。

しかしながら、とくに「現代社会」では、社会科教員はたとえば南北問題や環境問題など比較的分かりやすい時事的な問題をめぐる議論に注力する傾向がある。というのも、日々の現実社会の中での社会学的な問題を発見するという教育を受けておらず、また社会学のサポートも受けていないために、それ以外の問題発見が難しいからである。

4. 課題と展望

1) 現在の社会科教育における社会学的視点の利用

社会学的な意味での「社会」ということでいえば、小学校の3、4年は「地域社会」の問題を扱っている。そこに出てくるのは、ゴミ問題、水道や公園などの公共施設の問題、さらには公民館などの話である。ではそれはどのように教育されているのか。

社会科教育を教員志望の学生に行う場合、たとえばゴミであれば、ある特定の地域のゴミ問題について調査をさせる。さらには同じ地域の中で地区やテーマを変えながら何年間か調べさせるなどして、地域社会の問題を通して地域社会について知るという教育が考えられる。そこで出てくる個別的なテーマは、たとえば消防団の問題や自治会のあり方、町村合併、新興住宅地の問題などであり、総じていえばコミュニティの問題である。ここに社会学と社会科教育の近さがあると考えられる。あるいは少なくとも、社会学による社会科教育への関与のきつくなる領域として、地域社会というテーマはあるといえるだろう。

もちろん、小学校だけでなく、ここ10年ほどは指導要領の改訂などにより、中学校や高校においても地域社会の問題が取りあげられている。しかしながら、地域社会の問題はたとえば地域自治などの問題に特化され、いわゆるコミュニティそのものについて検討し教育するものではない。それは社会科の教員が社会学的概念や視点などについて教育されていないというキャリア的な問題があると同時に、社会学からの協力を得られない状況にあるからである。

2) 地域社会教育の必要性

ここ10年ほどの間に中学校・高校の社会科教育で地域の問題が取りあげられはじめたのは、逆にいえば、それまで中等教育においては地域社会というテーマを軽視してきたからでもあると考えられる。そして中等教育において地域社会を軽視してきたのは、その基礎に、小学校・中学校・高校と学年が上がるにつれ、社会科教育が前提とする空間的領域を、地域・国家・世界という形で発展させる教育的意図があったからである。それが社会科教育の全体的なプログラムであったと考えられる。

しかしそのために、とくに小学校の社会科の教員になった者たちが、地域社会のことが分からない、地域社会のことについて教えられないという問題を抱えることになった。

実際、若者のライフコースにおける地域社会との関わりは、小学校を卒業したあと、急激に薄れていく。それはとくに、中学校以降、子供会活動などから外れることとも関係しているだろう。したがって、小学校の教員が地域社会のことを教えようとする場合、大学には行かずに地域社会に残った同窓生などとのインフォーマルな関係に頼るなどしなければならないともいわれている。したがってそこでは十分に地域社会のことが教育できず、子供たちも十分に地域社会のことを理解しないままに高学年へと進むという経緯が存在したと考えられる。

以上のように、これまでの経緯をみるかぎり、社会科教育はそれ自体、地域社会から諸個人を切り離して国家的な教育市場・労働市場に移行させる機能をもっていたともいえる。そのため、地域社会やその問題を中等教育である中学校・高校に導入したものの、教育現場ではそのための教育手法や内容が十分に発達しておらず、各教員の努力に任されており、いきおい、社会学的な視点が不十分なままとなっていると考えられる。大学初年度教育において社会のことを（あらためて）教育しなくてはならない理由は、このような現状にあると考えられるだろう。

3) 調べ学習と社会調査教育

社会学的視点が利用可能な領域として、社会科教育には「調べ学習」というものがある。そもそも社会科はその成立期から、「調べる」と「議論する」とを基礎に置いていた経緯があるが、現行の「調べ学習」が注目されるようになったのは、昭和 60 年代からのいわゆる「新学力観」構想に基づくものである。したがって、現在、社会調査の普及をテーマの一つとしている日本社会学会が、この「調べ学習」に関与するというのも、社会科教育と社会学との関係を深める方策の一つと考えられるかもしれない。

しかしながら、その一方でこんにち、これまでの「新学力観」は政策的に失敗したとされてる。それは OECD での日本の子供たちの学力低下などが指摘などされているからである。そのため、今後、このような「調べ学習」など、知識と学力を中心とする旧来型の教育にのちになって加えられた要素は、順次減っていくのではないかと考えられる。他にも「課題解決型学習」などが注目されているが、学習指導要領でそのたびに目玉としてあげられた施策は経験的に続かない傾向にある。

その意味では「地域の問題」には目新しさはないが、社会科教育の基礎的・典型的領域に関与するということから、社会学的視点の普及という点ではコストパフォーマンスの高い関与可能領域であると考えられる。実際、社会科教育の担当者からは「どういう風に見れば地域の問題が分かるのか」「教師はどうすれば地域が分かるのか」などについて、現場レベルでの社会学的視点の不足が指摘されている。これは同時に、地域自治など政治経済領域として位置づけられてしまっている地域の問題を、再度社会学的なテーマとして編成し直すことを意味している。

5. まとめと提案

これまでみてきたように、社会科教育における社会学的視点は、その歴史的経緯によってかなり縮小されてきた。昭和 22 年の社会科発足時点においては、もちろん GHQ の意向の下ではあるものの、社会学的な意味での「社会」教育が企図されていた。しかしながらその後の教育改革においては揺れ戻しが起きると同時に、学会の関与不足などにより「社会」領域の大幅な縮小がみられ、現在でもそれが進行中であると考えられる。

これまで日本社会学会は、大学初年度教育における社会学的視点の重要性やその効果などについてはそれなりに議論してきたと思われる。しかしながらそれらが重要であり、また関心を喚起するというのは、中等教育までの期間に、十分には社会学的視点を教育されてこなかったことの裏返しでもあるといえよう。

そこでもし日本社会学会が中等教育における社会学的視点の導入可能性について議論するのであれば、まず一つには、上にあげたように、地域社会教育をめぐって、社会学的な方法と視点を効率的に提供できるようなプログラムの開発が望ましいといえる。それはこれまで縮小傾向にあった社会学的社会科教育の再導入のための足がかりとなるからである。そしてもう一つは、他のテーマについて、社会学的社会科教育（再）導入可能性を検討するために、当初企図された「一般社会」など時代の教科書や指導要領を分析することで、また別の社会科教育の可能性を探ることであろう。

テーマ的に細分化されているこんにちの社会学にとって、中等教育における社会学的教育の導入はともすれば、どのテーマを優先して教えるべきかという議論を生じさせかねないものであり、社会学的教育の標準化と深くかかわりあう事柄でもある。しかしながら、少子化など教育研究対象のマーケットの縮小傾向からすると、学会として取り組むべき課題の一つであると考えられる。あるいはすでに取り組んでいるべきものであったとも考えられよう。

中等教育における社会科教育と社会学——高等学校学習指導要領を中心に

岡崎宏樹（京都学園大学）

1. 日本の中等教育と社会学

社会を知ることと社会に生きることは不可分である。ゆえに社会学を学ぶということは、たんに社会についての知識を獲得する以上の意味をもっている。社会学は社会認識の方法を伝えるが、習得された認識方法（社会学的まなざし）は私たちの日常的行為に影響を及ぼし、社会的存在たる私たちのありかたをも変化させる。こうして社会学の学びは、社会的存在としての自覚をはぐくむ、社会を客観的かつ批判的に把握する力を培う、コミュニティや社会とのつながりの中で生きる力を育てる、異文化を理解し共生関係を築く力を育成するなど、多様な教育効果をもたらすことになる。

従来の日本の社会学教育は高等教育を中心に展開してきたが、社会学の教育効果はもっと広い範囲でより有効に活用されてよい。とりわけ中等教育に対しては社会学が寄与できる部分は小さくないはずである。しかし現在の日本の中等教育には社会学という教科が存在しないばかりか、関連が深いはずの教科教育においても社会学の知や技法が十分活かされているとはいえない。「社会学は中学社会の公民的分野や高等公民科を基礎付ける学問の一つだが、同じ社会科学である経済学や法律学と比較してその占める割合は少ない⁵」。社会を認識する手法としては経済学・政治学・法学が優先され、教科書において「社会的」な記述は狭く限定されている。地域調査など実践的学習を取り入れた教育現場でも、専門的な社会調査の技法が正しく活用されていない。中等教育の社会科と高等教育の社会学の間には確かな制度的連携が形成されておらず、社会認識や社会形成の能力を継続的に育成しうる社会学的な教育システムは不在である。近年、社会学会で社会学教育に対する関心が高まってきてはいるが、中等教育との関わりでこれを考えるという視点は全般的に希薄である⁶。

⁵ 「社会学と社会科」, 日本社会科教育学会編 『社会科教育事典』株式会社ぎょうせい, 2000, p. 362.

⁶ 例えば、日本社会学会編集 『社会学評論』 vol. 58. No. 4, 2008 は、「社会学教育の現代的変容」と題する特集を組んで8本の論文を掲載しているが、ここに中等教育と社会学教育の関連をテーマとした論文は含まれない。1990年代以降、日本社会学会社会学教育委員会が継続的な調査を行ってきたが、「社会学教育の実態と動向に関する調査報告書」[1995]から『質的な分析の方法に関する科目』の授業内容に関する調査報告書[2006]に至る委員会の仕事は、いずれも大学教育に重点をおいた調査研究であった。社会科教育と社会学教育の関連を重視した研究は、児玉康弘「公民科と社会科学—社会学的知識の教育内容化」, 新潟大学教育人間科学部『新潟大学教育人間科学部紀要』, Vol. 7, No. 1, 2004 などわずかである。

こうした状況を改善するには、おそらく中等教育に資する社会学的教育学習システムの構築が不可欠であろうが、そのためにはまず日本の中等社会科教育を社会学の視点から再検討し、その現状を把握するところから始めなければならないだろう。この基礎作業のひとつとして、本章では、高等学校の教育課程を方向づけている学習指導要領（解説）の検討をとおして、日本の社会科教育と社会学との連関を把握することを試みたい。高校公民科は「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目で構成される。このうち分野的にみて社会学との関わりが深いのは「現代社会」であるが、「家庭科」「総合的な学習の時間」と重なる課題も多い。よって、これら3科目に注目して作業を行うことにしたい。

2. 高校学習指導要領における「現代社会」

学習指導要領は、全国の学校において一定の教育水準を確保するために、文部科学省が、学校教育法施行規則等を根拠として、各学校の教育課程、教科の目標・内容などを定めたものである。作成を担当するのは、文部科学省の初等中等教育局高等学校課（課長・課長補佐）および教科調査官である。彼らが協力者の助言を得て答申をまとめ、これをもとに議論や調整を重ねられ最終的に完成されたものが公示される。学習指導要領の内容をより詳細に記載したのが学習指導要領解説であるが、これも同様にして作成される⁷。学習指導要領解説は学習指導要領と異なり法的拘束力はないが、教科書検定にさいして強い影響力を持つとされる。

平成18年12月に、昭和22年に制定された教育基本法（昭和22年法律第25号）が全面改正され、平成19年6月には学校教育法が改正されたが、こうした状況をふまえて学習指導要領も新たな改訂が行われた。平成20年に幼稚園・小学校・中学校学習指導要領等が改訂され、翌21年7月には高校の新学習指導要領が公示された。新高等学校学習指導要領は平成25年度入学生から年次進行で実施されることになっている。

では、高校の教育課程を方向づける学習指導要領を参照して、社会学的知の関わりからその内容を検討することにしよう。まず注目すべきは公民科の「現代社会」である。

⁷ 文部科学省 『学習指導要領解説 公民編』（平成11年12月、平成17年一部補訂）の「現代社会」の編成協力者は9名（以下、職名は平成11年12月末日現在）。池田幸也（東京都立忠生高等学校：教育学・福祉ボランティア論）、岡本修治（静岡県立浜松湘南高等学校教諭）、柿沼利昭（青盛大学教授、元文部省初等中等教育局教科調査官：中学校社会科教育法）、川村晴子（東京都立片倉高等学校教頭：教育学・体育学、身体表現法）、黒川和美（法政大学教授：経済学）、小高虔策（東京都立上野高等学校校長：公民科・社会科教育〔全国協議会会長〕）、篠田健一郎（東京都立蒲田高等学校教諭：公民科・社会科教育）、善住喜太郎（滋賀県教育委員会指導主事）、宮崎和夫（神戸親和女子大学教授：教職論・教育原論）。社会学者はここに含まれていない。

高校社会科は、平成元年の教育課程改革によって、「地理」「歴史」「政治経済」「倫理社会」の四科編成から、「地理歴史」と「公民」の二科目に再編され、現在に至る。新高等学校学習指導要領（平成21年公示）は、公民科の目標を、「広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、民主的、平和的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う」としている。現代社会と社会的関係性の理解を深めるという教育目標に対して、社会学的知は大きく寄与するはずである。だが、学習指導要領と教科書の記述を確認すれば、公民科教育において社会学に割り当てられた部分が実際には非常に狭く限定されていることがわかるだろう。

高校公民科は「現代社会」「倫理」「政治・経済」の3科目によって構成される。「倫理」を基礎づける学問はおそらく倫理学であり、「政治・経済」は経済学・政治学（法学）であると考えられるが、一方、「現代社会」は社会科学全般の知見から構成されており、その名称が期待させるようにこれが社会学を基礎においた科目と考えるのはまったくの誤解である。

平成元年公示の高校学習指導要領解説によれば、「現代社会」は、「総合的、多面的なものの見方、考え方や学び方」を重視し、「体系的な知識として理解させるのではなく、具体的な生活から発展させて、より広く基本的な問題として考えさせる」ことをめざすとされていた。このため、当時、現代社会は教科の専門家が存在せず、知識体系がないので指導しにくい、受験に役立たないといった批判もなされた。

新学習指導要領解説（平成21年）は、「現代社会」について、「科目の導入において、社会の在り方を考察する基盤として、幸福、正義、公正等について理解させ、倫理、社会、文化、政治、法、経済、国際社会にかかわる現代社会の諸課題を取り上げて考察させる中でさらに理解を深めさせるとともに、科目のまとめとして議論などを通して自分の考えをまとめたり、説明したり、論述したりするなど課題を探究させる学習を行い、人間としての在り方生き方についての学習の充実を図ることとした」（「総則」）と述べている。

「現代社会」は多面的で主体的な学習を要する総合的な社会科学の学びと位置づけられており、この視点は改訂の前後も一貫している。

「現代社会」は、10年一貫性の原理から最終学年（高校1年）の必修とされた経緯がある。内容的にも、「現代社会」は、公民科の「倫理」と「政治・経済」の基礎的内容を含んでおり、これら2科目に並立する科目という位置にはない。現在は多くの高校において、「現代社会」は内容が入門的であることから、1年生に履修する公民科の導入科目という位置にある。

平成元年の改訂で「現代社会」は必修から選択必修に変更され、さらに平成11年の改訂で4単位から2単位へ縮減されて内容も半減した。2単位（A）と4単位（B）の2科目を有する「世界史」「日本史」「地理」と比較すれば、高校社会科全体に占める「現代社会」

の比重は明らかに低下している。

3. 「現代社会」における社会学的知

次に、学習指導要領（解説）に記載された「現代社会」の内容を確認し、これと社会学的知との関連を検討しよう。

平成21年7月、総則ほか、数学、理科、保健体育などの新しい高校学習指導要領解説が公示されたが、社会科（地理歴史、公民）の解説はまだ公表されていない（平成21年9月末現在）⁸。それゆえ、ここでは現行の「高校学習指導要領」（平成11年告示、14年5月、15年4月、15年12月一部改正）および「学習指導要領解説 公民編」（平成11年12月、平成17年一部補訂）を参照することにする。高校教育において社会学的知と関連の深い科目は「現代社会」であるが、「家庭科」や「総合的な学習の時間」も理念的にみれば社会学と関連している。

「現代社会」から検討しよう。学習指導要領（解説）によれば、「現代社会」は、(1)現代に生きる私たちの課題、(2)現代の社会と人間としての在り方生き方、の2つの大項目から構成される。(1)の内容については、「この科目の導入としての性格をもつものであることに留意し、課題を追究する学習に当たっては、高度な内容に深入りすることを避け、この科目の学習の動機付けや学び方の習得に重点を置いた工夫を行うこと」との説明がある。(1)は「現代社会」のイントロダクションにあたり、多くの教科書が、いわゆる「調べ学習」をこれにあてている。社会科の「調べ学習」においては社会調査の手法が有効であると思われるが、学習指導要領（解説）には方法論を指定した記述はなく、社会調査の技法を活用した説明を行っている教科書はわずかである。

内容の(2)は、「現代社会について多様な角度から理解させるとともに、青年期の意義、経済活動の在り方、政治参加、民主社会の倫理、国際社会における日本の果たすべき役割などについて自己とのかかわりに着目して考えさせる」と記され、その具体的内容は

(ア)～(エ)の4項目として示されている。「現代社会」は特定の学問を前提とした科目ではないが、社会科教育法を専門とする大学教員の示唆によれば、4項目は以下の専門

⁸ 2008年12月23日に文部科学省のホームページに掲載された「高等学校各教科等改訂案のポイント」によれば、公民科の必修修科目・科目構成については変更なし、「現代社会」の改善事項は、①現代社会に生きる人間としての在り方生き方についての考察を充実、②青年期についての学習において伝統や文化にも触れる、③法や規範の意義及び役割、司法制度の在り方など法に関する学習を充実、④経済活動についての学習において、私法、金融、消費者に関する学習を充実、の4点である。

領域との関連が深いと推定される。

- | | |
|------------------------|--------------------|
| (ア) 現代の社会生活と青年 | ← <u>社会学に関連が深い</u> |
| (イ) 現代の経済社会と経済活動の在り方 | ← 経済学に関連が深い |
| (ウ) 現代の民主政治と民主社会の倫理 | ← 政治学・法学に関連が深い |
| (エ) 国際社会の動向と日本の果たすべき役割 | ← 政治学に関連が深い |

社会学的知に関連が深いと推定される(ア)の内容については、「大衆化、少子高齢化、高度情報化、国際化など現代社会の特質と社会生活の変化について理解させる。また、生涯における青年期の意義と自己形成の課題について考えさせるとともに、自己実現と職業生活、社会参加に触れながら、現代社会における青年の生き方について自覚を深めさせる」と記されている。

教科書を参照すると、青年期に関する事項については、社会学でいう「社会化」を重視した観点ではなく、発達心理学や社会心理学の観点から説明されている場合が多く、社会学が強調する「社会的存在としての自己」を把握する視点が不十分であるように思える。

学習指導要領解説によれば、「職業生活、社会生活については、男女が対等な構成員であることに留意して触れること」とある。男女平等の権利や理念が強調されているが、ジェンダー的差異が社会的に構成されるという論点が重視されているわけではない。結果として、教科書は部分を、社会学(ジェンダー論)ではなく、政治学、法学の視点から記述する傾向にあるだろう。

学習指導要領解説が「現代社会」の中で特に社会学的な知による説明を求めているのは、(2)の(ア)のうちの「大衆化」「少子高齢化」「高度情報化」「国際化」の4点である。しかもこの4項目については「これらのうちから生徒の実態等に応じて二つ程度を選択して学習させること」とされている。「現代社会」全体で社会学的説明に割り当てられた項目はきわめて少ないことがわかる。

4. 「現代社会」に社会学的知が活かされない理由

以上に示されるように、「現代社会」が扱う5分野(倫理・政治・経済・社会・文化)のうち社会の比重が明らかに低い。「現代社会」の教科教育に社会学的知が活かされない理由は複合的なものであろうが、検討しておく意味がないわけではない。

第一に、社会学が固有の対象を持つのではなく、認識方法の独自性によって成立するという、学問の性格に関わる問題である。教科内容の説明や記述にかんして、経済的事象は経済学に、政治的事象は政治学に割り当てるという方針に立つと、社会学に残されるのは、「大衆化」「少子高齢化」「高度情報化」「国際化」等々しかない。繰り返せば、学習指導

要領解説は、各学問領域による説明を指定しているわけではないから、経済、民主政治、国際社会といった項目を社会学的視点で記述してはいけないということはない。実際、教科書によっては社会学者の記述が重視され、多様な項目に社会学的知が反映されている場合もありうる。しかし、経済の項目は経済学者に記述させるというように、執筆の主担当を項目（対象）によって選定するのが一般的であるために、他の学問領域が対象とする項目の残余部分を社会学が担っているのが一般的現状である。

第二に、この科目が成立した歴史的経緯である。これについては、第一章に詳しいので、ここでは省略する。

第三に、「現代社会」の現場教師における事情である。大学で社会学を専門に学んで卒業した社会科教師、社会学をいわゆる「親学問」とする高校教員が、地理や歴史に比べて圧倒的に少ない。このことは社会学の視点から「現代社会」を教えることのできる教員の数が少ないことを意味する。同様の理由で、社会学を熟知する社会科の教科教育法の専門家の数も少ない。こうしたことから、例えば、「大衆化」「少子高齢化」など少数の「社会的」項目についてさえ、他と比べて抽象度が高く、教えるのが難しいと、現場教員から敬遠されがちだという声もある。社会学のおもしろさはモノの見方の独自性にあるが、社会学をよく知らない高校教師にとっては、特に結論があるわけではなく、落としどころが難しい、具体的知識の学習でないので、テストがつくりにくいという印象が持たれがちである。

第四は、公民科における「現代社会」の制度的な位置づけに関わる。「現代社会」は、「倫理」や「政治・経済」へとつながる導入科目とみなされているため、多くの高校では1年次に履修される。「現代社会」の内容には倫理、政治、経済の基礎事項が含まれており、これらは次に「倫理」「政治・経済」を履修するとで、発展的に学習されることになる。ところが、(狭義の)社会や文化に関する項目は、そのような発展的ルートがなく、学習がとまってしまう。

なお、「現代社会」はセンター試験の受験者数が社会科の中では最も多い科目である。これは「現代社会」への関心の高さを示すというよりは、専門性の低さを学びやすさと受け止めた受験生（多くはいわゆる理系の受験生）がこの科目を選択した結果ではないかと推測される。

5. 「家庭科」と「総合的な学習の時間」

次に、「家庭科」と「総合的な学習の時間」について考察しておこう。「家庭科」については新しい学習指導要領解説が現時点では公表されていないので、現行の高校学習指導要領（平成11年）を、「総合的な学習の時間」については新学習指導要領（平成21年）を参照する。

家庭科の目標は「人間の健全な発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる」こととされる。「家族・家庭と社会とのかかわり」や「男女共同」の理解、地域生活の実践力を育成することをめざす点で、理念や対象領域としては、社会学との関連が深いといえる。

実際の教科書に「社会的」な記述が盛り込まれるかどうかは、教科書出版社の方針、執筆者に家族社会学やジェンダー論、地域社会学を専門とする社会学者が含まれるかどうかによるところが大きい。また現場の教師が社会的な視点の重要性をどの程度理解しているかにもよるだろう。例えば、多様な家族の形態や親の役割を説明するさいに、国際的な比較や歴史的な比較の資料を示すなどの工夫によって、男女（父母）の役割分担を固定的なもののみならず、社会的認識が伝達されているか、といった点が注目される。もっとも学習指導要領は、男女の役割という語句は見当たらず、理念としては、「男女の平等」や「男女の協力」を強調している。

「総合的な学習の時間」はゆとりの中で「生きる力」を育むという方向性により1998年に新設された教科である。戦後、社会科が総合的な学習の性格をもって発足したこと、「総合的な学習の時間」の内容が社会科のめざすものと重なる点があること、社会科等の授業数を削って「総合的な学習の時間」が導入されたことなどを考慮するに、「総合的な学習の時間」と社会科は相互の関連が深い。（ただし①社会科が学習指導要領で教科内容が指示されている一方、「総合的な学習の時間」の内容は各学校の裁量にゆだねられている部分が多い、②「総合的な学習の時間」が社会科に限らず、あらゆる教科の知識や技能を相互に関連づけて「総合的」に学ぶことがめざされている、といった違いには留意しなければならない。）

この度の学習指導要領改訂（平成21年）によって、「総合的な学習の時間」はその教科内容がより明確に規定されることになった。「総合的な学習の時間」の目標は(1) 横断的・総合的な学習や探究的な学習を通すこと、(2) 自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成すること、(3) 学び方やものの考え方を身に付けること、(4) 問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協同的に取り組む態度を育てること、(5) 自己の在り方生き方を考えることができるようにすること、という五つの要素から構成されている。

注目されるのは、今回の改訂で「協同的に取り組む態度」が加えられ、「他者と協力しながら身近な地域社会の課題の解決に主体的に参画し、その発展に貢献しようとする態度をはぐくむことが必要とされる」と説明され、社会性の発達に向けた実践的学習がめざされている点である。

「総合的な時間」の具体的な実施内容については、各学校にまかされているが、「地域や学校の特徴を活かした創意工夫」が求められている。「特色ある教育活動の創造につなげていくためにも、地域の実態把握が欠かせない。教師自らが地域を探索したりフィールド調査をしたり、実際に見たり聞いたりして、地域とかかわることが望まれる。また、生徒の実態把握に関しては、教師や保護者、生徒自身に対する様々な観点からの実態調査に加えて、生徒にかかわることの多い地域の人や専門家からの情報を集めることも有効である」（「高等学校学習指導要領解説 第4章第1節）。地域の調査に関して社会調査の手法が、生徒にも、また教員にも役立つことは確かであるが、現場においてその認識は低い。今後、社会調査や社会学の手法を導入していく余地は大いにある。

横断的・総合的な対象を考察するのは、社会学の得意とするところである。「解説」に例示されている横断的・総合的な学習課題（「地域に暮らす外国人とその人たちが大切にしている文化や価値観」「情報化の進展とそれに伴う社会経済生活や消費行動の変化」「自然環境と環境問題」「自分たちの消費生活と資源やエネルギーの問題」「高齢者とその暮らしを支援する仕組みや人々」「毎日の健康な生活とストレスのある社会」「食をめぐる問題と農水産業や流通過程及びその従事者」）はいずれも社会的考察の対象となりうる。このような課題に関して、社会学的手法の導入は有効であり、「どのように教えてよいかわからない」という現場の声にも応えうるはずである。

6. 小括

本章では、高校教育における社会的知の現状をおもに学習指導要領を参照しつつ検討した。明らかになったのは、「現代社会」「家庭科」「総合的な学習の時間」の理念的目標の実現に対して社会的知が大変有効であるにもかかわらず、実際には、その活用が驚くほど少ないという現状である。

社会的知の活用は、中等教育を充実させることによって、現代の重要課題である日本の社会教育・公民教育・市民性教育の再構築にも貢献しうる。また、将来の社会学徒に必要な資質と能力を育成し、社会と社会学への関心を高めるのに寄与するという点で、日本の社会学の人的資源を充実させるための基盤形成という意義も有する。

中等教育に対する社会学の寄与を高めようとするならば、文部科学省の学習指導要領の方針決定過程に学会が積極的に関与すること、中等教育における社会的知の活用的重要性についての一般的理解を高めること、社会学出身の公民（現代社会）の高校教員を増やすことなどが重要であると思われる。

中等教育における社会学的手法導入の可能性 —新中学校学習指導要領解説を中心に—

大屋 幸恵（武蔵大学）

1. 教職課程担当教員に対するインタビュー調査から

中等教育における「社会学的知」の展開可能性について、本学教職課程担当教員にインタビューを試みた⁹。インタビューの内容は大きく、①社会学部学生の教職課程履修および就職状況、②中等教育における社会学的視点および手法の導入可能性、③他の専門課程出身教員にまさる社会学出身教員の資質、の3点についてである。

まず、社会学部学生の教職課程履修および就職状況について尋ねた。現在、社会学専攻の学生が教職課程を履修する場合には、「現代社会」や「公民」以外の教科（「地理」「歴史」）については相対的に専門性が低い。このような状況から、学生は社会学の専門課程の学修に加え、教科教育法のみならず教科内容そのものについての学修にも多くの時間を要するため¹⁰、教職課程を履修することを控える、あるいは断念する傾向がみられることから、中等教育社会科教員における社会学出身者の比率が低いという結果となっているといえよう。

次いで、中等教育における社会学的視点および手法を導入することの可能性について尋ねた。本学教職課程担当教員によると、本学出身者が比較的多く就職する「私立」学校のレベルは中位から下位レベルの学校が多い。その場合、教科内容や知識の伝達に力点をおいた授業では、生徒が意欲的、あるいは積極的に授業に関与するケースが少なくなるのが現状であるという。よって、このような状況を打開するためには、知識の詰め込みから「リアリティ」や「実感」を経験できる機会を取り入れることによって、生徒の学習意欲や動機付けを促進するような教育方法が重要であると指摘する。

高等学校の「現代社会」の教科書の多くには、現代日本における社会問題や文化的現象に関連したテーマについて、フィールドワークやディベート、情報収集とその検索法、さらにはプレゼンテーション方法等、体験学習の手法について記載がみられる。これらの内容は、社会学教育課程における「社会調査方法論」およびその実践である「社会調査実習」等の科目を通して修得される知識および技法そのものである。

しかしながら、現状では、体験的・実践的学習については、正規の授業時間以外の活動

⁹ インタビューは、2008年7月3日（木）に実施した。インタビュー対象者である加藤聡一氏の専門領域は、教育課程論およびデューイ教育哲学等である。

¹⁰ 本学における「教職に関する科目および所要資格」によると、中学校1種免許状の取得については、37単位以上（免許法施行規則に定める科目・最低修得単位数は31単位）、高等学校1種免許状取得については27単位以上（同23単位）とされている。

を伴うため、物理的時間、さらに、多くの現場教員が方法論を修得していないという現状からも十分な指導がなされておらず、教育目標の達成には至っていないといえよう。

最後に、他の専門課程出身教員にまさる社会学出身の教員の資質について尋ねた。社会学出身教員は専門課程で「コミュニケーション」や「相互行為」、「組織論・集団論」、「情報社会論」、「文化論」などの人間関係や現代社会・文化のあり方について学ぶ機会が多いことから、生徒との対話に長けており、生徒からも信頼され、いわゆる「生徒指導」については、柔軟に対応し指導する資質をもつとの認識を示された。また、大学のゼミや卒業論文での研究テーマや方法は、生徒の興味を喚起するテーマが多いことから、専門性に裏打ちされた「教材開発」によって、生徒の授業への積極的関与、社会や社会的問題に対する興味・関心の醸成が期待される点からも、社会学的手法を社会科教育に導入することの有用性・可能性は大きいと指摘する。

2. 学習指導要領における社会学的視点および社会調査方法論との関連性について

ここでは、前項のインタビューの結果をもとに、中学校の社会科教育における社会学的手法の導入可能性について検討する。

文部科学省では、平成 20 年 1 月の中央教育審議会による「幼稚園、小学校、中学校、高等学校および特別支援学校の学習指導要領等の改善について」の答申を受け、平成 20 年 3 月 28 日に学校教育法施行規則の一部改正と中学校学習指導要領の改訂を行った。それにともない新中学校学習指導要領等は、平成 24 年度から全面実施されることとなった。

改訂の経緯について、『中学校学習指導要領解説 社会編』『同 特別活動編』の「第 1 章 総説」で、現代日本社会を「知識基盤社会」の時代とし、「知識基盤社会化やグローバル化は、アイデアなど知識そのものや人材をめぐる国際競争を加速させる一方で、異なる文化や文明との共存や国際協力の必要性」を強調している。さらに、OECD（経済協力開発機構）の PISA 調査をはじめとする各種調査の結果から、日本の児童生徒の課題として、「基礎的・基本的な知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学習意欲、学習習慣・生活習慣」、「自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下」をあげ、各学校段階や各教科等にわたる学習指導要領改善の方向性を呈示している。

具体的に、「思考力・判断力・表現力」を育むためには、「観察・実験・レポートの作成、論述などの知識・技能の活用を図る学習活動」の充実とともに、これらの学習の基盤となる言語に関する能力の育成を図るため、各教科における「記録、要約、説明、論述」といった学習活動の取り組みの重要性を指摘している。また、「自分への自信の欠如や自らの将来への不安、体力の低下」、すなわち、「豊かな心や健やかな体の育成のための指導の充実」については、「徳育や体育の充実のほか、国語をはじめとする言語に関する能力の重視や体験教育の充実により、他者、社会、自然・環境とかかわる中で、これらとともに生

きる自分への自信をもたせる必要がある」としている。

(1) 地理的分野

地理的分野における改訂の要点は以下のような6点である。

①分野目標についての見直し

従前の地域的特色を捉えるための視点や方法を習得させることから、地域的特色や地域の課題を捉えることに主眼を置いた文言の変更がみられる。

②内容構成の見直し

地理的分野における学習内容は、「(1) 世界の様々な地域」と「(2) 日本の様々な地域」の大きく2つに再構成された。

③世界に関する地理的認識の重視

④動態致死的な学習による国土認識の充実

⑤地理的技能の育成の一層の重視

⑥社会参画の視点を取り入れた身近な地域の調査

社会学的手法と関連がある⑥について詳しくみると、改正教育基本法と学校教育法においては、共に「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」が明記された点について触れ、社会参画の態度を養うことは、社会科の究極の目標である公民的資質の基礎を養う意味からも大切であり、地理的分野の学習において生徒が生活している地域に対する理解と関心を深め、その発展の努力しようとする態度を育てることを重視する必要性を示し、「市町村規模の地域の調査を行う際の視点や方法」、地理的なまとめ方や発表の方法の基礎を習得させるなど「調べ学習」(探求型学習)を「まとめ」として行うことが期待されている。

市町村規模の地域の調査を行う際の「視点や方法」とは、野外での観察や、地域住民を対象にした聞き取り調査やアンケート調査が想定されているが、現状においては中学校教員の多くが「社会調査方法論」を未修得であることから、ここに中等教育社会科への社会学的手法の導入の可能性は少ないながらもあるといえよう。

(2) 公民的分野

公民的分野の内容構成は大きく、「(1) 私たちと現代社会」、「(2) 私たちと経済」、「(3) 私たちと政治」、「(4) 私たちと国際社会の諸課題」の4項目に分かれている。具体的な改訂の要点としては、以下の5点である。

①現代社会の特色や現代社会における文化の意義や影響に関する学習の重視

「私たちが生きる現代社会と文化」を新設。現代日本社会の特徴として少子高齢化、情報化、グローバル化、政治や経済、国際関係についての学習、さらに、日本の伝

統や文化に関する学習の充実、さらに、国際社会における文化や宗教の多様性について指導することとなった。

②現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を養う学習

現行の学習指導要領においては、政治や経済などについての見方や考え方の基礎を養うことを重視したが、今回はさらにその基盤となる概念的枠組みを形成するために、対立と合意、効率と公正などを取り上げ、現代社会を捉える見方や考え方の基礎を養う学習を重視している。

③現代社会をとらえる見方や考え方の基礎を活かした内容構成

④社会の変化に対応した法や金融などに関する学習の重視

⑤課題の探求を通して社会の形成に参画する態度を養うことの重視

内容（４）「私たちと国際社会の諸課題」の中に「イ よりよい社会を目指して」を新設。これからのよりよい社会の形成のために主体的に参画する態度を養う必要性を指摘しているとともに、公民的分野のみならず、地理的分野、歴史的分野などとともに社会科学習のまとめという位置づけがなされている。

公民的分野は高校の「現代社会」と関連した内容が多いものの、②にみられるように「現代社会＝政治・経済」という認識は突き崩しがたいものがあり、ここでも、社会学が関与できる可能性は、思考法や方法論に留まると言わざるをえない。

（３）特別活動

今回の改訂では、複雑で変化の激しい社会での生き方を「体験的に」学ぶ場、機会の必要性を重視し、学級活動や生徒会活動、学校行事等の特別活動を、よりよい生活や人間関係を構築するための自主的、実践的な態度を育成する教育活動であることをより一層明確にした。その結果、各目標には「望ましい集団活動」を通して「望ましい人間関係の形成」を図るという文言が加えられた。

『学習指導要領解説』では、「望ましい集団活動」を「集団の各成員が互いに人格を尊重し合い、個人を集団に埋没させることなく、それぞれの個性を認め合い、のばしていくような活動を行うとともに、民主的な手続きを通して、集団の目指すべき目標や集団規範を設定し、互いに協力し合って望ましい人間関係を築くこととし、「少数が支配する集団活動、単なるなれ合いの集団活動などは、たとえしに集団内の結束が固く、一見協力的な集団活動が進められているようであっても、望ましい集団活動であるとはいえない」としている。

3. まとめ

中央教育審議会の答申では、教育基本法第2条（教育の目標）や学校教育法第21条（義務教育の目標）に規定されている、「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと」を重視していることを受け、中学校社会科教育でも「公民的資質の基礎の育成」についての内容・取り組みに関する改善が図られることとなったが、直接、社会学概念と関連した内容を見いだすことがむずかしいという状況は、高等学校における社会科教育と同様である。しかしながら、「調べ学習」や「特別活動」を含めた体験的・探求型学習が推奨されている点においては、社会学的思考法や方法論が関与する可能性は十分にある。

よって、社会学出身ではない中学校や高等学校の社会科教諭に対して、社会調査方法論の紹介や講習などの機会を創出し連携していくことは、社会学に対する学問的・社会的認知度の向上とともに将来の社会学徒の獲得という目標においても有用であるといえよう。

参考資料

- 文部科学省 2008 『中学校学習指導要領解説 社会編』 日本文教出版
文部科学省 2008 『中学校学習指導要領解説 特別活動編』 ぎょうせい

高等学校の教科書における社会学的知の分析

城 達也 (大阪経済大学)

1. はじめに

前章(岡崎報告)ですでに高等学校の「現代社会」において、社会学的な知識がどのように記述されているのかが明らかにされた。そこで本章ではそれを受けて、現在刊行されている「現代社会」の教科書のなかにどれほど社会学的なキーワードが書き込まれているのかを分析する。

2. 「現代社会」教科書の全体的な特徴

平成 19 年度に刊行された高等学校現代社会の教科書は以下の一覧の通りである。

〈平成 19 年度高等学校現代社会教科書一覧〉

現代社会 東書	017	現代社会	¥570
現代社会 三省堂	020	現代社会 改訂版	¥570
現代社会 教出	021	新 現代社会 地球社会に生きる	¥570
現代社会 清水	022	高等学校 新現代社会 改訂版	¥570
現代社会 帝国	023	高校生の新現代社会-共に生きる社会をめざして-初訂版	¥570
現代社会 山川	024	新版 現代社会	¥570
現代社会 数研	025	改訂版 高等学校 現代社会	¥570
現代社会 第一	026	高等学校 改訂版 現代社会	¥570
現代社会 第一	027	高等学校 改訂版 新現代社会	¥570
現代社会 実教	018	高校現代社会 新訂版	¥570
現代社会 実教	019	新版現代社会	¥570
現代社会 桐原	028	新現代社会 改訂版	¥570

今回入手できたのは上記のうち、ゴシックで表した 7 冊だけであるので、本報告では、それら 7 冊の教科書を分析した。

ちなみに、教科書の取次店の話しでは、高等学校現代社会の教科書でよく使われているのは、関西地方では東京書籍と清水書院の教科書だということである。

実際に各社の教科書を読んだ感想として、その難易度は、難易度の高いものから順番に、数研出版→東京書籍→清水書院→三省堂→山川出版社→教育出版→帝国書院となっているように感じられる。

これらすべての教科書は二部構成となっている。第一部は研究方法と、環境問題などの課題設定が中心である。

また、第二部は4編に分かれているのが普通である。そのうち第1編が、社会学。心理学・教育学、哲学・倫理学の諸分野に該当している。第2編は経済学、第3編は政治学、法学、第4編は国際関係などになっているのが一般的である。ただし、第2編以下も社会学に関連する項目が部分的にある。

執筆者に社会学者が参加している教科書は、清水書院(岩立真也)、三省堂(北川隆吉)、数研出版(山本武利)となっている。また、教育出版の教科書には、佐伯啓思、大庭健、川本隆史の各氏が執筆者に名前を連ねている。社会学者が執筆者として入ると、第一部の課題設定で社会調査に関する記述が施されている。

3. 「現代社会」教科書における社会学的キーワード

7社から出されている「現代社会」の教科書のなかに、特定のキーワードが含まれているかどうかを分析した。その結果は[表]のようになった。

まず言えることは、社会学を専攻する大学生には人気の高い、「犯罪・非行」などに関する分野の記述があまりないことである。また、社会階層論や教育社会学での知見も記載されていることは少ないように思う。そのようななかで、北川隆吉氏が執筆者に加わっている三省堂の教科書は社会学の用語が他に比べて多く目立つ。また、岩立真也が執筆者として加わった清水書院の教科書は社会調査に関する記述が充実している。

社会学者の名前として、大衆社会との関係で、リースマン、フロム、ウェーバーの名前が挙がることが多く、加えてリップマン、ベル、アドルノ、ハーバーマスが出てきている。この他に社会学の領域でも親しみのある学者名としては、エリクソン、フロイト、M・ミード、フーコーなどが見られる。

4. 小括

教科書の分析から分かることは、社会学的な述語は少ないものの、取り上げているテーマ自体は社会学が対象としている問題である。ただ、それらのテーマが「社会学」という学問によって探究できるという繋がりが明確ではない。あるいは「経済学」「心理学」などに比べて、「社会学」という学問が存在しているという認識自体が低いかもしれない。

[表]

高等学校「現代社会」

①改訂版高等学校現代社会	数研出版	1.10		山本武利	
②現代社会	東京書籍	2.10		-	
③高等学校新現代社会改訂版	清水書院	2.15		立岩真也	
④現代社会改訂版	三省堂	3.30		北川隆吉	
⑤新版現代社会	山川出版社	3.5		-	
⑥新現代社会	教育出版	1.20		大庭健・佐伯啓良	
⑦初訂版高校生の新現代社会	帝国書院	1.20		-	

(すべて平成19年の新刊)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	＜資源・エネルギー問題＞										
第1部								人口爆発	○	○	○		○	○				
＜課題学習と調査研究＞								食糧問題	○		○			○				
課題学習の進め方	○	○	○	○	○		○	循環資源	○		○			○				
図書館	○	○	○		○		○	資源ナショナルリズム	○	○				○	○			
インターネット	○	○	○	○	○		○	代替エネルギー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
新聞		○	○		○			持続可能な発展	○	○		○		○		○	○	○
文献資料	○		○	○	○			循環型社会	○	○	○		○		○		○	○
統計表	○	○	○	○	○	○		リサイクル	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
年表	○	○	○	○	○			＜科学技術と生命問題＞										
グラフ	○	○	○	○				クローン	○	○				○	○	○		
模式図	○							遺伝子操作	○	○	○			○	○	○		
写真	○			○		○		遺伝子組み換え作物	○	○	○			○	○	○		
映像			○	○				脳死と臓器移植	○	○	○			○	○	○		
インタビュー調査		○	○	○	○		○	代理出産	○		○							
アンケート調査		○	○	○	○		○	出生前診断	○	○	○							
標本調査			○					尊厳死・安楽死	○	○	○			○	○			
単純集計・クロス集計			○					ターミナル・ケア			○				○			
基本統計量			○					ダイエットと健康意識								○		
参与観察				○				＜日常生活と宗教や芸術＞										
現地調査				○				年中行事	○	○	○					○		
メディア内容分析			○	○		○		宗教行事	○	○	○							
カード整理法		○	○	○	○		○	通過儀礼	○	○								○
ポートフォリオ		○			○			民族宗教	○						○	○	○	
電子ポートフォリオ					○			世界三大宗教	○	○	○				○	○	○	
ディスカッション			○				○	カルト集団			○	○						
ブレイン・ストーミング			○				○	新宗教							○			
ディベート	○	○	○	○	○	○		宗教と政治	○									
ロールプレイ		○						宗教芸術	○	○								
プレゼンテーション		○	○		○	○	○	芸術の大衆化		○				○				
レポート作成		○	○	○	○	○	○	＜豊かな社会と福祉社会＞										
小論文		○						福祉社会	○	○								○
＜地球環境問題＞								クオリティ・オブ・ライフ			○	○						○
地球温暖化	○	○	○	○	○	○	○	セルフヘルプグループ			○							
温室効果ガス	○	○	○	○	○	○	○	NPO	○	○								
オゾン層の破壊	○	○	○	○	○	○	○	ボランティア活動	○	○	○			○				○
酸性雨	○	○	○	○	○		○	ノーマライゼーション	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
森林破壊	○	○	○		○	○	○	社会福祉士	○									
砂漠化	○	○	○	○	○		○	ケアマネジャー	○						○			
水資源問題	○						○	バリアフリー	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
生物種の減少		○	○		○	○	○	ユニバーサルデザイン	○		○							○
京都議定書	○	○	○	○	○	○	○	心のバリアフリー	○									○

第2編・経済社会と経済活動								第3編・民主政治と民主社会								
<日本の農業と食糧自給>								<平等に生きる権利>								
食料自給率			○	○	○			部落差別	○	○	○	○	○	○	○	○
販売農家	○		○	○				在日韓国・朝鮮人差別問題	○	○	○	○	○	○	○	○
自給的農家	○		○	○				アイヌ文化振興法	○	○	○	○	○	○	○	○
								マイノリティ			○					
<企業の働きと役割>								男女雇用機会均等法	○	○	○		○	○	○	
企業の社会的責任(CSR)	○	○	○	○	○	○	○	男女共同参画社会	○	○	○	○	○	○	○	○
メセナ活動	○	○			○	○	○	ホームレス				○				
フィランソロピー	○	○			○	○		社会規範					○			○
情報公開		○					○									
								<世論形成>								
<公害の発生と防止>								利益集団(圧力団体)	○	○	○	○	○	○	○	○
足尾鉍毒事件	○	○			○			マスメディア	○	○	○	○	○	○	○	○
田中正造	○				○			世論	○	○	○	○	○	○	○	○
四大公害訴訟	○	○	○	○	○	○	○	世論操作	○	○	○	○	○	○	○	○
住民運動	○	○			○			政治的無関心		○			○	○	○	
産業公害	○	○	○					市民運動					○	○		
ハイテク汚染	○	○		○				NPO			○		○			
生活公害	○	○			○	○		新しい社会運動					○			
ダイオキシン問題	○	○	○		○	○		公共性		○			○			
アスベスト問題	○	○						監視システム		○						
								プライバシーの権利	○	○	○	○	○	○	○	○
<消費者保護>								知る権利	○	○	○	○	○	○	○	○
大量生産	○		○	○		○	○	アクセス権	○		○	○	○	○	○	○
大量消費社会	○		○	○	○	○	○									
悪徳商法	○	○	○		○	○	○	<地方自治と地域社会>								
依存効果	○							「地方の時代」	○					○		
デモンストレーション効果	○							ドーナツ化現象						○		
消費者運動	○	○	○	○	○			都市型公害						○		
消費者主権	○	○	○	○		○	○	住民自治	○	○	○	○	○	○		○
遺伝子組み換え食品	○	○	○		○	○		村おこし・町づくり	○	○				○	○	
グリーン・コンシューマリズム	○				○	○		地域社会(コミュニティ)					○			
スローフード	○				○	○										
								第4編・国際社会と日本の役割								
<雇用・労働問題>								<地域紛争と人種・民族問題>								
終身雇用制	○	○	○	○	○	○	○	社会集団					○			
年功序列型賃金	○	○	○	○	○	○	○	権力					○			
リストラ	○	○		○			○	国民国家	○				○	○		
派遣労働者	○	○	○	○	○	○	○	多民族国家	○	○					○	
外国人労働者	○	○	○	○	○	○	○	ナショナリズム			○	○				
ワークシェアリング	○			○		○	○	地域主義								○
サービス残業	○		○	○	○	○	○	地域紛争	○							
過労死	○	○	○	○	○	○	○	民族紛争	○	○	○			○	○	○
障害者雇用促進法		○	○				○	民族	○	○				○	○	○
育児休業法		○	○	○	○			民族浄化	○							
男女雇用機会均等法	○	○		○	○	○		同化政策	○							○
M字型カーブ	○							人種差別	○	○	○	○	○	○		
セクシャル・ハラスメント	○	○	○	○	○	○	○	難民	○	○	○	○	○			
<社会保障>								<国際協力>								
社会保険	○	○	○	○	○	○	○	非政府組織(NGO)	○	○	○	○	○	○	○	○
公的扶助	○	○	○	○	○	○	○	地球市民					○		○	○
社会福祉	○	○	○	○	○	○	○	文化遺産の保存								○
公衆衛生	○		○	○	○	○	○									
ホームヘルパー	○	○				○										
介護休業制度	○	○	○		○											
介護保険制度	○	○				○	○									
ドメスティック・バイオレンス	○		○													
虐待			○													

諸外国の中等教育における社会学教育と社会学会の取り組み

渡邊 登 (新潟大学)

1. はじめに

私たちが、大学において社会学を教える際には、社会学に対して「白紙」の状態である学生に、まず社会学とは何かから始めるのが通例である。もちろん、却って生半可の中途半端な知識を持っていることが教育の障碍となる場合も往々にしてあることから考えれば、それは望ましいのかもしれないが、社会学への無知・認識不足によって、最初から社会学へのアクセスが閉ざされてしまうことを考えれば、あまりにももったいない話である。社会学者の間で高校生に対する社会学教育の重要性への認識が高まってきているのはこのような事情からかもしれない。それは、例えば若林幹夫『社会学入門一步前』NTT 出版、2007 年に始まり、宮台真司『14 歳からの社会学』世界文化社、2008 年、や立教大学の社会学部の『高校生のための社会学 — 未知なる日常への冒険』ハーベスト社、2009 年と続く一連の高校生（あるいはそれ以下）向けの社会学入門書の出版に現されているように思われる。

ここでは、高校生段階あるいはより広く中等教育段階での社会学教育の重要性を鑑み、その先進国としてのアメリカの現状から、その可能性を探ってみたい。

2. 諸外国の現状—アメリカの事例

日本社会学会ニュース 2009/08/20No.197 での町村敬志の「ISA・Council of National Associations 台北会議の報告」によれば、「フランス、イギリス、ブラジル、ロシア、米国、トルコ、スロバキア、レバノン、エクアドル、バングラデシュ、モザンビーク」などでは高校で社会学が教えられているという。そしてまた、現在高校において社会学教育が行われていない国においても、高校における社会学教育の必要性を主張する声が高まってきているようにも思われる、例えば、Research Committee on History of Sociology RC08 (RCHS) の President である Christian Fleck は、RCHS の Newsletter (July 2009) ” Letter from the President: How do we teach the history of Sociology?” において大学での社会学教育での社会学史の重要性について言及しつつ、「比較という視点から調査検討されるべきもう一つのトピックは高校レベルでの社会学教育」であるとし、「オーストリアの場合は実際に、ギナジウムにおいても、他のいかなる中等教育レベルでも社会学は、選択科目でもなく、全く教えられていない」ので「結果として、大学の新入生は社会学について何も分からないのだ」と言う (Fleck, 2009: 2)

本稿では、アメリカにおける高校での社会学教育の現状をまず概観し、次にアメリカ社会学会の取り組みについて見ていきたい。

(1) 高校での社会学教育

以下では、アメリカの高校における社会学教育について Michael DeCesare の論考「高校での社会学教育の 95 年間」によりながら概観していく (DeCesare, 2009)。DeCesare によれば、アメリカにおいて高校の社会科のカリキュラム (social studies curricula) に社会学が組み込まれたのは 1911 年度以降のことであり、既に 95 年以上の歴史をもっている。ただし、そのことを知る社会学者はほとんどおらず、「『社会学教育』”teaching sociology”について語る場合、それは『大学レベルでの社会学教育』”teaching college-level sociology”を意味しているのであり」、「この国の社会学教育において無視されてきたのが高校での社会学教育であった」と指摘する (DeCesare, 2009 : 1)。

DeCesare は「高校での社会学教育がもつぱら現在の出来事 (社会問題) を検討し、市民教育 citizenship education を進めることに焦点をあててきた」として、その現状は今日でも変わらないとしている。

彼は高校での社会学教育の問題点として、Marlene Weber の調査結果を紹介している。Marlene Weber が 1970 年代後半にウィスコンシン州で高校社会学コースと教師に調査した結果では、社会学授業では社会問題に焦点を当てられていることが多いこと、また、教師は社会学教育を十分に受けていないこと、例えば教師の 4 分の 1 は副専攻や主専攻に匹敵する大学の単位を取っていなかったし、多くの教師は州の要件を満たしていなかったと指摘している (DeCesare, 2009 : 18)。

そして、この状況は現在においても変化がないとする。ウィスコンシン州での調査以降 25 年間に高校社会学教育に発表された論文で焦点をあてられたのは、社会学教師がその discipline の教育やトレーニングをほとんど受けておらず、社会学を教えるように訓練されていないということである (ibid., : 19)。高校社会学の講義の内容と目的についても同様であり、コネチカット州の社会学教師は、社会問題とあり得べき解決策を検討することによって市民教育 citizenship education を進めようとする場合が多いとする (ibid., p. 19)。

このような現状を踏まえて、DeCesare は高校における社会学教育の将来について以下の点を指摘する。

1. 社会学コースはもつぱら社会問題と現在の出来事に焦点を当て続けるだろうし、そこでは主要なコースの目的として citizenship education が強調されるだろう。

この理由として彼が挙げるのは、

(1) 何が高校生に興味深い、関連のあるものと見えるかを考えれば、彼らに関心を抱

かせるものは社会学理論や調査方法ではなく、彼らが既によく知っている社会問題である。彼らに関心を抱かせ、関連があるものは彼ら自身のコミュニティにおける社会問題であり、抽象的に定義された科学的 *discipline* の原理ではない。

(2) 教師の社会的トレーニング不足や、専門教育に接していないこと

2. 社会学コースはアカデミック社会学（の講義に）に接したことのない、ほとんど教育を受けたことのない教師に提供され続けるだろう。

教師が自発的に社会学の教育を受けたり、社会学の専門性を高めようとするとは全くありそうにない。社会学教師は 95 年もの間、彼らが心地良いもの—現代の出来事と *citizenship* を教えることによって 95 年間をくぐり抜けてきた。その上、彼らはあまりにも多くの他の科目を教えており、時間も金も、それらのどれにもこれ以上専門的に深めていこうという意欲はない。彼らが歴史教育に費やしている時間と比較すれば、社会学教育にける時間は僅かである。

(DeCesare, 2009 : 19-20)

(2) アメリカ社会学会 ASA の取り組み

ASA の高校教育への取り組みは、我々が DeCesare の説明から想像するのに反して、既に 50 年近い歴史を持っている (Rienert1, Janice et al., 1998)。Rienert1 らによれば、1961 年に ASA は米国中等学校の社会科に関する委員会 Committee on the Social Studies Curriculum of American Secondary School を設置し、カリキュラムに関するプロジェクトを立ち上げ、NSF からの助成金も受けて本格的に着手している。しかし、このプロジェクトは 1971 年に頓挫してしまう。しかし、その後も ASA では高校における社会学教育の充実に向けた取り組みを試行錯誤をしながら続けている。

最近の ASA での取り組みとして挙げられるのは AP コースについての取り組みである。

AP (Advanced Placement) は、高校生が大学の単位を取得することができるコースであり、高校ごとに多様な AP コースが提供されている。科目数は 30 科目以上 (1) で、3,600 以上の大学が参加しており、特に米国の 4 年生大学では 90%以上が AP を提供しているという。

ASA は 2000 年に AP に関する特別委員会 Task Force を設置して、その実現に取り組んでおり、「高校での社会学において最終的に AP コースと試験が実施されれば、大学での入門コースの登録者数にも変化を引き起こす」と期待されている (DeCesare, 2002)。しかし、現時点でも AP コースの試験を運営する CollegeBoard の HP には sociology の名前は存在せず、ASA の努力は実を結んでいない。

それではどのような取り組みが可能なのであろうか。例えば DeCesare は「高校での授業の質を高めること」の重要性を指摘し、「高校での社会学の授業の質は社会学を専攻としようとする新入学生の数に直接影響」し、「高校での社会学の授業が興味深いものであればるほど、より多くの学生が大学の社会学コースに惹きつけられるのだ。大学へのより

強固なパイプラインをもてば、より多くの主専攻、コース、学部へと導くことが出来る」(DeCesare, 2002) と指摘する。その際に、重要なのは高校での社会学教育の質を高めるための仕組みの構築が必要になる。そのためにも、高校社会学の「標準」standards が必要であると指摘される。例えば、ノースカロライナ州では、高校社会学の standards を設けており、社会学者がその standards に合わせた副教材の作成を行っているという。また、高校の社会科の教員に対して社会学教育に関するワークショップを行うなど、定期的に高校教師との定期的な関係を持つことなども挙げられている(2)。

3. 日本での社会学教育に向けて

アメリカにおける高校社会学教育の現状と比べると、日本での中等教育におけるそれはいまだスタートに着いた段階ですらない。既に引用した DeCesare の「高校での社会学の授業の質は社会学を専攻としようとする新入学生の数に直接影響」し、「高校での社会学の授業が興味深いものであればるほど、より多くの学生が大学の社会学コースに惹きつけられるのだ。(高校が) 大学へのより強固なパイプラインをもてば、より多くの主専攻、コース、学部へと導くことが出来る」という指摘は、わが国の社会学の現状に対して含蓄の深い言葉のように思われる。

注

(1) 現在 AP (Advanced Placement) コースは以下の 30 コースである。

Art History, Biology, Calculus (AB & BC), Chemistry, Chinese Language and Culture, Comparative Government & Politics, Computer Science A, English Language & Composition, English Literature & Composition, Environmental Science, European History, French Language, German Language, Human Geography, Japanese Language and Culture, Latin: Vergil, Macroeconomics, Microeconomics, Music Theory, Physics B, Physics C: Mechanics, Physics C: Electricity and Magnetism, Psychology, Russian Language and Culture, Spanish Language, Spanish Literature, Statistics, Studio Art, U.S. History, U.S. Government & Politics, World History

(2) 以上は “More on High School Sociology”, *Footnotes*, May-June 2008 Issue · Volume 36 · Issue 5, による。

引用文献

DeCesare, Michael, 2005, "95 Years of Teaching High School Sociology" Paper presented at the annual meeting of the American Sociological Association, Marriott Hotel, Loews Philadelphia Hotel, Philadelphia, PA, Aug 12, 2005 . (http://www.allacademic.com/meta/p18602_index.html)

DeCesare, Michael, 2002, "Locating the State of High School Sociology on the Academic Map" Footnotes February 2002, Volume 30 · number2 "More on High School Sociology", May-June 2008 Issue· Volume 36 ·Issue 5

Fleck, Christian, 2009, "Letter from the President: How do we teach the history of Sociology?" RCHS Newsletter (July 2009) , pp.1-3

町村敬志, 2009, 「ISA・Council of National Associations 台北会議の報告」, 『日本社会学会ニュース』2009/08/20 No.197, pp.20-21

Rienerth1, Janice et al., 1998, "Sociology and High School Teaching ", Volume 29, Number 4, 64-77

ドイツのギムナジウムにおける社会学教育

城 達也 (大阪経済大学)

1. はじめに

ドイツでは4年間の基礎学校を終えた後、大学進学希望者は9年制のギムナジウムへ進む。教育は基本的には各州の管轄であるが、ギムナジウムのなかで社会的な教育がどのようにおこなわれているのか見ていきたい。ここでは、インターネットから得られる情報に基づいて、ドイツのギムナジウムのカリキュラムを分析する。

2. ギムナジウムにおける社会科教育の分析 1

ドイツ西部のノルトライン=ウェストファーレン州北部にあるビーレフェルト市の「ヴァンドホフ・ギムナジウム」では、数学・自然科学、英語・第2外国語、ドイツ語、音楽・美術、運動、社会科(Gesellschaftslehre)が9年間で学ばれることになっている。

このうち社会科について、9年制の教育課程で第5年次(ギムナジウムの1年目)から第7年次までは、歴史2単位、地理4単位、政治4単位となっている。つまり社会科学(Sozialwissenschaften)のなかでは、政治だけが教えられて、いわゆる公民教育がなされている。この状況は第8学年と第9学年でも同じである。社会科は、歴史4単位、地理2単位、政治2単位となっている。

社会学が登場するのは上級段階の第11学年になってからであり、哲学、教育学とともに、社会学、政治学、経済学の3領域を含んだ社会科学の履修がなされる。ヴァンドホフ・ギムナジウムでの上級クラスの教育内容は以下の通りである。

<第11学年>

分野1) 市場経済: 生産・消費・分配

価格形成、競争と集中、資源、社会的市場経済の機能、国家の役割、国際経済と国内経済に及ぼす国家の役割、消費行動と消費者に作用する戦略、社会的市場経済での財の分配

分野2) 個人と集団と制度

役割行為、構造機能主義的役割理論と相互作用論的役割理論、社会集団と制度、知覚訓練・コミュニケーション訓練・協同訓練

分野3) ドイツの政治構造と過程

ドイツ民主主義の基本原則、憲法の原則、民主主義の概念、参加形態、社会保障体系の変化、

方法論)

〈第 12 学年〉

分野 6) 経済政策

国民総生産、経済政策の概念、グローバル化の進展に直面した国民経済政策の限界

分野 5) 社会構造と社会変動

複雑な社会での労働や教育などの分野での社会変動、社会的不平等の経験データ、社会保障と社会政策、市場権力あるいは組織権力に対する反動としての国家行為者

方法論)

社会科学の経験的手法、知識と価値づけとの関連性の調査

〈第 13 学年〉

分野 5) グローバル化された政治構造と過程

グローバル化の構造と過程と原因、国際政治の目的と課題、世界の持続的発展

分野 4) 経済政策

環境破壊と地球規模の危機、成長に対する政治的統制、エコロジーな条件での長期的な経済発展

方法論)

新しいメディアの利用、データ獲得とデータ加工の方法

分野 1 と分野 2 についてメディア・テキスト分析、分野 4 と分野 5 について複雑な専門理論への取り組み

ここにみられるように、何よりも单元ごとに社会学、経済学、政治学と明確に分けて教えられていることが分かる。社会学的な知識としては、社会化と役割行為などのミクロな社会学的知識と、社会構造と社会変動などのマクロな知識との両方が教えられている。また経験的手法も教えられている。

3. ギムナジウムにおける社会科教育の分析 2

つぎに、同じくドイツ西部のノルトライン=ウェストファーレン州北部にある小都市ゼルムの「ゼルム市立ギムナジウム」のカリキュラムをみていくと、ここでも数学・自然科学、語学・文学、音楽・美術、運動、社会科(Gesellschaftswissenschaften)と幅広く教えられている。

このうち社会科は、地理、歴史、宗教、実践哲学、社会科学(Sozialwissenschaften)に分かれている。教員はみな、複数の担当科目を持っているが、この学校の教員は複数の科

目を担当しているが、社会科学担当の教員は5人であり、英語、ドイツ語、歴史、地理などと掛け持ちしている。ちなみに、地理の担当者は7人、歴史は8人、哲学は4人となっている(ただし、複数担当なので重なっている)。

この社会科学はさらに、経済学、社会学、政治学の3つの領域で成り立っている。基礎学校を第1学年として、ギムナジウム1年目を第5学年とみた場合、第11学年(ギムナジウムの7年目)から第13学年の社会科学のカリキュラムは以下のようになっている。

〈第11学年〉

分野1)市場経済

価格形成、市場競争、資源、社会的市場経済、循環モデル、集中、危機、エコロジー、国家の役割

分野2)個人と集団

社会化、説明モデル、役割理論、グループダイナミックス、役割距離、共感

分野3) 政治構造

選挙権、自由民主主義的基本秩序、代表民主制、三権分立、憲法の原理、競合理論とアイデンティティ理論、テロの脅威に対する実際の反応

方法論)

メディア・テキスト分析、経験的手法、解釈学

〈第12学年〉

分野1)市場経済

前年度の発展学習

分野4)経済政策

国民総生産、成長問題、景気理論、経済政策の諸概念(古典的学者、ケインズ、フリードマン、ほか)、経済政策の担い手・目的・手段、ヨーロッパの通貨統合とその通貨、グローバル化

方法論)

メディア・テキスト分析

分野6)国際政治

グローバルな構造の出現形態と過程と原因、技術の発展とその帰結、このような過程への政治的反応としてのEU・NATOなど超国家組織の形成、紛争管理、世界の持続的発展、平和安全保障、貧困問題、開発援助と開発政策

方法論)

メディア・テキスト分析、社会科学における経験的手法、社会科学における複雑な専門科学的理論、市場権力に対する反応としての行為

〈第 13 学年〉

分野 5) 社会変動 (発展学習)

分野 2) 集団

役割理論、社会化、生産・組織・価値・労働・メディア・家族の各領域での社会変化、豊かさと社会的不平等、階級、階層、ミリューに関する経験的データ、個人化テーゼ、社会保障・労働・教育に対する社会変動の影響、不平等への国家の対応

方法論)

分野 1 と分野 2 についてメディア・テキスト分析、分野 3 について経験的手法

分野 3) 政治構造

第 11 学年と同じ。

方法論)

分野 1 と分野 2 についてメディア・テキスト分析、分野 4 と分野 5 について複雑な専門理論への取り組み

このように、低学年では政治学を中心とした「公民」教育であるが、しかし高学年になってからミクロからマクロに至るまでの社会学教育がなされている。社会学は、政治学と経済学に関係づけて、とりわけ社会化、個人と集団の問題、社会の構造と変動の問題が扱われている。また理論研究とともにデータ分析なども取り入れた教育となっている。

いずれにせよ、日本のように「現代社会」のなかで、政治、経済、心理、倫理などがテキスト内に複雑に混ざり合っただけで教えられるのではなく、はっきりと社会学という分野を学ぶことが示されている。

4. まとめと提案

ドイツで唯一の「社会学部」であるビーレフェルト大学社会学部は、学部内には社会学とともに経済学や政治学の科目が多く、社会学の知識を社会政策などの方面での応用することができるようにしてある。日本では社会学はむしろ心理学や文化人類学、倫理学などと関連性が深いと言われているが、ドイツでむしろ経済学や政治学と関連づけられているのは、ギムナジウムとの連続性を考えると自然だといえる。

いずれにせよ、ドイツではギムナジウム段階で「公民」教育としての政治学が先行するものの、少なくとも経済学とは同等に教育させていることがわかる。それに対して日本の高等学校の教科では「政治経済」のなかに社会学的知識がなく、むしろ「倫理社会」の一部として教えられていたり、あるいは「現代社会」のなかでも心理学との関連で教えられている。ドイツの例から分かることは、どの分野と関連づけられるにせよ、「社会学」と

いう明確な学問名称を高校生にも知ってもらえるようなカリキュラムが高等学校に必要な
といえよう。

参考 URL

<http://www.gymnasium-am-waldhof.homepage.t-online.de/>

<http://www.gymnasium-selm.de/>

公務員試験・国家資格試験における社会学・社会科学（社会）

森 由紀子（東京女学館大学・淑徳大学・駒沢女子大学）

0. はじめに

大学で社会学を専攻することは就職にどのように役立っているのでしょうか。ここでは、社会学のアウトプットとして、公務員試験や国家資格試験における社会学、社会科学（社会）の受験科目としての位置づけや出題内容についてみてみる。

公務員試験としては、人事院管轄の国家公務員Ⅰ種、国家公務員Ⅱ種、国税専門官、労働基準監督官、法務教官、国立国会図書館管轄の国立国会図書館職員Ⅰ種・Ⅱ種、最高裁判所管轄の家庭裁判所調査官補、各自治体管轄の地方公務員上級（特別区）を対象とし、国家資格試験としては、厚生労働省管轄（指定試験機関は社会福祉復興・試験センター）の社会福祉士、精神保健福祉士を対象とする。

1. 社会学・社会科学（社会）が受験科目の公務員試験・国家資格試験

（1）国家公務員Ⅰ種、国家公務員Ⅱ種

◎国家公務員Ⅰ種

・1次教養（多枝選択式）：

必須 25 題…時事(3)、文章理解(10)、判断・数的推理（資料解釈含む）(12)

選択 30 題…自然(10)、人文(12)、社会(8)から 20 題

・「人間科学Ⅱ（教育・福祉・社会系）」区分の1次専門（多枝選択式）：

必須 21 題…教育学、福祉及び社会学に関連する領域（教育、福祉、社会に関する理論の基礎(15)、教育、福祉、社会における調査・分析に関する理論の基礎(5)、教育、福祉、社会と行政に関連する分野の基礎(1)

選択 12 科目(各 6 題)…教育環境学、教育心理学、教育経営学、教育方法学、社会福祉総論、社会福祉各論、福祉計画論、地域福祉論、社会学（理論）、社会学（各論）、社会心理学、現代社会論から 4 科目

・「人間科学Ⅱ（教育・福祉・社会系）」区分の2次専門（記述式）：

必須 1 題…教育学、福祉及び社会学に関連する領域（行政的な課題について、教育、福祉、社会の視点から論述するもの）

選択 3 題…教育学に関連する領域、福祉に関連する領域、社会学に関連する領域から 1 題

国家公務員Ⅰ種では、各試験区分共通の1次試験の教養試験において、上記のように、30題から20題を選択する問題のなかに、「社会」（社会科学）が8題出題されている。「社会」（社会科学）の具体的な内容は「政治」、「経済」、「社会」であって、年度によって出題割合は異なっているが、例年、「政治」、「経済」から出題される傾向が高い（実務教育出版ホームページの平成21年度の出題予想では、「政治」4題、「経済」3題、「社会」1題となっている）。さらに、「社会」（社会科学）は選択科目のため、1題も選択しなくてもよいので、「社会」（社会科学）を勉強することなく、受験することも可能といえる。

1次試験の専門試験における「社会学」については、平成15年度から、「行政」区分の専門試験での出題がなくなり、現在、「人間科学Ⅱ（教育・福祉・社会系）」区分のみでの出題となっている。しかし、「教育・福祉・社会系」であるため、必須問題は「教育学、福祉及び社会学に関連する領域」となっていて、選択問題は教育学、福祉、社会学の各4科目、計12科目から4科目を選択するので、教育学あるいは福祉を学んでいれば、社会学を専門とする必要はないのである。2次試験の記述式の専門試験についても、同様に、社会学を専門としなくてもよいようになっている。このことは、「人間科学Ⅰ（心理系）」区分で心理学が独立した専門区分となっているのとは全く異なっている。

◎国家公務員Ⅱ種

・1次教養（多枝選択式）：

必須25題…文章理解(8)、判断推理(9)、数的推理(5)、資料解釈(3)

選択30題…自然、人文、社会、各10題から20題

・「行政」区分の1次専門(多枝選択式)：

選択16科目（各5題）…政治学、行政学、憲法、行政法、民法(総則及び物権)、民法(債権、親族及び相続)、ミクロ経済学、マクロ経済学、財政学・経済事情、経営学、国際関係、社会学、心理学、教育学、英語(基礎)、英語(一般)から8科目(40題)

次に、国家公務員Ⅱ種はどうであろうか。1次試験の教養試験は国家公務員Ⅰ種と似た傾向で、「社会」を選択してもしなくてもよい。国家公務員Ⅱ種では、各地域での採用となる「行政」区分が受験者、採用者とも大半を占めるが、その1次試験の専門試験として、上記のように、16科目から8科目選択するうちの1科目に「社会学」がある。法律や経済学などは複数科目あるのに比べれば、社会学専攻者が有利とはいえない。

(2) 国税専門官、労働基準監督官A、法務教官

◎国税専門官

・1次教養（多枝選択式）：

必須25題…時事(3)、文章理解(8)、判断・数的推理(10)、資料解釈(4)

選択 30 題…自然、人文、社会、各 10 題から 20 題

・ 1 次専門(多枝選択式) :

必須 2 科目(14 題)…民法・商法、会计学(簿記含む)

選択 9 科目(各 7 題)…憲法・行政法、経済学、財政学、経営学、政治学・社会学・社会事情、英語、商業英語、情報数学、情報工学から 4 科目(28 題)

・ 1 次専門(記述式) :

選択 5 科目(各 1 題)…憲法、民法、経済学、会计学、社会学から 1 科目

◎労働基準監督官 A

・ 1 次教養(多枝選択式) :

必須 25 題…時事(3)、文章理解(8)、判断・数的推理(10)、資料解釈(4)

選択 30 題…自然、人文、社会、各 10 題から 20 題

・ 1 次専門(多枝選択式) :

必須 12 題…労働法(7)、労働事情(5)

選択 38 題…憲法、行政法、民法、刑法の 16 題、経済学、労働経済・社会保障、社会学の 22 題から 30 題

◎法務教官

・ 1 次教養(多枝選択式) :

必須 25 題…文章理解(8)、判断推理(9)、数的推理(5)、資料解釈(3)

選択 30 題…自然、人文、社会、各 10 題から 20 題

・ 1 次専門(多枝選択式) :

教育学(15)、心理学(11)、社会学(9)に関する基礎的知識及び青少年問題(青少年の健康と安全、非行等の現状及び青少年に関する諸施策など)(5)についての筆記試験

・ 1 次専門(記述式) :

青少年の教育に関連する具体的な課題についての論述 1 題

国税専門官、労働基準監督官 A、法務教官の採用試験についても、上記のように、1 次試験の教養試験は国家公務員 I 種、II 種と同様な傾向である。国税専門官は税務のスペシャリストとして業務を行うため、採用試験では法律、経済、会計の専門知識が問われるのは当然といえるが、記述式の専門試験で、「社会学」を選択できるのは画期的といえよう。

労働者の法定の労働条件を確保することを任務とする労働基準監督官の採用試験では、労働法や労働事情が専門試験の中心となるが、選択問題では法律や経済の他に社会学の出題があるのも注目できよう。

少年院や少年鑑別所に勤務する法務教官は、非行を犯した少年少女と直接対応するため、

青少年問題に対するアプローチとして、教育学を中心に、心理学や社会学の専門知識が問われている。

(3) 国立国会図書館職員Ⅰ種・Ⅱ種、家庭裁判所調査官補

◎国立国会図書館職員Ⅰ種・Ⅱ種

・2次専門(記述式)：

選択 12 科目…法学(憲法、民法、行政法、国際法から 2 科目選択)、政治学、経済学、社会学、文学、史学(日本史、東洋史、西洋史から 1 科目選択)、図書館情報学、物理学、化学、数学、工学・情報工学(工学全般、情報工学から 1 科目選択)、生物学から 1 科目

◎家庭裁判所調査官補

・1次専門(記述式)：

選択 4 分野…心理学等(「心理学 6 題」又は「心理学 3 題・法律学 3 題」)、社会学等(「社会学 6 題」又は「社会学 3 題・法律学 3 題」)、社会福祉学等(「社会福祉学 6 題」又は「社会福祉学 3 題・法律学 3 題」)、教育学等(「教育学 6 題」又は「教育学 3 題・法律学 3 題」)から 1 分野

・2次専門(論文式)：

選択 13 科目(15 題)…臨床心理学、発達心理学、社会心理学、家族社会学、社会病理学、社会福祉援助技術、児童福祉論、老人福祉論、教育方法学、教育心理学、教育社会学から各 1 題、民法、刑法の各 2 題から 2 科目(2 題)(児童福祉論、老人福祉論の同時選択不可。民法のみ 2 題又は刑法のみ 2 題の選択不可)

人事院の管轄以外での国家公務員の採用試験で「社会学」が出題されている主なものとして、国立国会図書館職員や家庭裁判所調査官補があげられる。国立国会図書館職員は 2 次の専門試験で、12 科目の中から「社会学」のみを選択して、記述式試験を受けられる。また、家庭裁判所調査官補は 1 次の専門試験で「社会学等」を選択すれば、「社会学 6 題」の記述式試験となる。さらに、2 次の論文式の専門試験では、13 科目から 2 科目を選択して受験するが、社会学関連の科目が 4 科目ほどあり、社会学専攻の学生にとって目指しやすい職種といえる。

(4) 地方公務員上級

◎特別区(東京 23 区)職員Ⅰ類

・1次教養(五枝択一式)：

必須 22 題(知能分野)…文章理解(英文含む)、判断推理、数的処理、資料解釈及び空間

観念

選択 30 題(知識分野)…人文科学(6)、社会科学(6)、自然科学(12)、社会事情(6)から 18 題

・事務区分の専門試験(五択択一式)：

選択 11 分野(各 5 題)…憲法、行政法、民法①(総則・物権)、民法②(債権・親族・相続)、マクロ経済学、ミクロ経済学、財政学、経営学、政治学、行政学、社会学から 40 題

・福祉区分の専門試験Ⅰ、Ⅱ(記述式、語群選択式等)：

選択 6 題…社会学概論、社会福祉論、社会心理学、児童心理学、ケースワークから 4 題

地方公務員上級試験は各自治体によって試験内容が異なるが、一般的に、出題数、出題科目、出題内容によって、「全国型」、「関東型」、「中部・北陸型」、「全国変形型」、「関東変形型」、「法律・経済専門型」、「独自の出題」に大別されている。試験の範囲は国家公務員Ⅱ種と似ていることから併願して受験する人が多く、法律系(行政法、民法、憲法など)や経済系(経済原論、財政学など)がメジャーな試験科目となっている。「社会学」は出題しない自治体も多く、マイナーな試験科目といえる。

このような状況のなか、「社会学」が比較的多く出題されているのは、「独自の出題タイプ」に分類される東京 23 区の特別区(平成 20 年度実績で選択問題 55 問中 5 問)である(もともと東京都は「社会学」の出題が多かったが、平成 21 年度から専門試験の択一を廃止したことにより「社会学」の出題はなくなった)。しかし、その特別区でさえ、上記の試験内容からみても分かるように、法律や経済が主流であり、社会学の専攻者にとっては、地方公務員上級試験の負担は大きいといえよう(特別区の福祉区分については社会学専攻者も比較的受験しやすい)。

(5) 社会福祉士、精神保健福祉士

◎社会福祉士・精神保健福祉士共通科目：

- ・平成 20 年度まで…社会福祉原論、社会保障論、公的扶助論、地域福祉論、心理学、社会学、法学、医学一般の 8 科目
- ・平成 21 年度以降…人体の構造と機能及び疾病、心理学理論と心理的支援、社会理論と社会システム、現代社会と福祉、地域福祉の理論と方法、福祉行財政と福祉計画、社会保障、低所得者に対する支援と生活保護制度、保健医療サービス、権利擁護と成年後見制度の 10 科目

◎社会福祉士専門科目：

- ・平成 20 年度まで…老人福祉論、障害者福祉論、児童福祉論、社会福祉援助技術、介護概論の 5 科目
- ・平成 21 年度以降…社会調査の基礎、相談援助の基盤と専門職、相談援助の理論と方法、福祉サービスの組織と経営、高齢者に対する支援と介護保険制度、障害者に対する支援と障害者自立支援制度、児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度、就労支援サービス、更生保護制度の 9 科目

◎精神保健福祉士専門科目：

- ・精神医学、精神保健学、精神科リハビリテーション学、精神保健福祉論、精神保健福祉援助技術の 5 科目

ここで、国家資格試験における「社会学」として、厚生労働省管轄の国家資格である社会福祉士、精神保健福祉士についてみてみよう。社会福祉士は、1987 年に制定された「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づく社会福祉の専門職であり、精神保健福祉士は、1997 年に制定された「精神保健福祉士法」に基づく精神障害者の保健及び福祉の専門職である。

上記のように、両資格の国家試験の共通科目には「社会学」があった。しかし、2008 年 3 月の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正にともない、平成 21 年度の試験からは社会福祉士の専門科目および社会福祉士・精神保健福祉士の共通科目が変更されることになった。新カリキュラムでは、「社会学」は「社会理論と社会システム」に対応することになる。社会福祉士の新たな専門科目となる「社会調査の基礎」は、旧カリキュラムの「社会福祉援助技術」からの対応となっているが、本来は「社会学」の領域であるので、精神保健福祉士との共通科目とされるべきであろう。

2. 社会学・社会科学（社会）の出題傾向

(1) 公務員試験における社会学の出題傾向

公務員試験や資格試験における社会学や社会科学（社会）の出題傾向はどうであろうか。

以下では、まず、「社会学」の出題傾向について、公務員試験の受験本として知られている実務教育出版の『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ 2 社会学』（2006 年）における分析をもとに、テーマ別に出題頻度や内容について簡単に触れることにしよう。本書では、平成 6 年度から 17 年度までの地方上級（中部・北陸型）、地方上級（東京都）、国家Ⅱ種、国税専門官の試験分析をしていて、テーマ別に編集され、テーマごとに出題頻度を A～C としている。

① 集団

「社会集団論」(出題頻度B、以下、テーマの後ろのA、B、Cは出題頻度を表す)では、準拋集団、大衆・群衆・公衆、基礎集団・機能集団の3つの集団概念に関する知識を問う問題が多い。「集団類型論」(B)では、クーリー、テンニース、マッキーバー、ギデンズなどの論者が繰り返し出題されている。

② 労働・階層・組織

「労働」(C)では、職場管理の理論が中心で、科学的管理法、ホーソン実験、インフォーマル組織に関する問題が出題されている。「階級・階層」(B)では、階級、新中間層といった基本概念や日本社会の階層構造についての動向が問われている。「社会組織」(C)では、ウェーバー、マートンなどの代表的な官僚制論に加えて、コンティンジェンシー理論のような比較的新しい組織論も選択肢に入ってきている。

③ 社会学理論

「自殺・逸脱」(B)理論では、以前はデュルケムの自殺論に関する出題が多かったが、最近では、ベッカー、マートン、サザーランド、コーエンなどの逸脱行動論に関する出題が多い。「社会変動」(A)では、コント、スペンサー、オグバーン、ベル、テンニースなどの学者と学説を結びつける問題が主であるが、社会運動論に関する出題もある。「都市」(A)では、都市と農村、都市の生活様式、同心円地帯理およびその関連理論を問う学説中心の出題である。

④ 社会学説史

「古典」(A)では、デュルケム、ウェーバー、ジンメル、パレートの理論に関する問題が中心によく出題されている。「中期」(A)では、パーソンズやマートンの理論についての問題が頻出している。「現代」(B)では、ゴフマン、ギデンズなどを中心に、さまざまな理論が出題されている。

⑤ 家族

「家族の類型・変遷」(B)では、マードックの家族の3類型や核家族普遍説、バージェスとロックの近代家族論(「制度から友愛へ」)やアリエスの「子供期」に関する歴史的分析の出題が目立っている。「家族の機能・役割」(B)では、マードックの4機能説、パーソンズの2機能説が頻出していて、オグバーンの家族機能縮小説も出題が多い。家族の役割に関してはパーソンズ的手段的役割/表出的役割の区別を問うものが多く、ブラッドとウルフの家族内勢力の分析も出題されている。

⑥ 社会意識と文化

「社会心理」(A)、「社会的相互行為」(C)、「日本文化論」(C)、「文化」(C)、「マス・コミュニケーション」(B)のテーマのなかで頻出しているのは「社会心理」で、ミード、クーリー、フロム、フロイト、マンハイムなどの学説が繰り返し出題されている。「マス・コミュニケーション」は特徴や効果などの基礎知識が問われている。

⑦ 現代社会

「福祉」(C)、「現代の家族」(C)、「女性」(B)、「人口」(C)についての出題はそれほど多くないが、どの分野でも最新の統計数値の動向が問われていて、それぞれの分野についての基本概念、学説、歴史などが出題されている。

⑧ 社会調査

社会調査の歴史などを扱う「社会調査一般」(C)の出題は多くないが、データ収集法や標本抽出法などの「社会調査法」(B)は特に国家Ⅱ種で定期的に出題されている。

(2) 公務員試験における社会科学(社会)の出題傾向

次に、社会科学(社会)の出題傾向について、実務教育出版の『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ2 社会科学』(2006年)の分析をもとに、同様にみていこう。

本書では、「政治」として、1)法学、2)日本国憲法、3)政治学、4)国際関係、「経済」として、1)ミクロ経済学、2)マクロ経済学、3)財政学、4)経済事情、「社会」として、1)社会学・心理学、2)社会事情、となっていて、前述したように、「政治」、「経済」がメインであることが分かる。

以下では、社会科学の「社会」の出題傾向について、テーマ別に出題頻度や内容について簡単に触れることにしよう。分析対象は、平成6年度から17年度までの地方上級(全国型)、国家Ⅱ種、国税専門官、国家Ⅰ種の試験である。

① 社会学・心理学

「社会学・心理学の基礎」(B)は、国家Ⅰ種では社会の現状分析問題と連動する形で、社会学・心理学の基本知識を確認する問題が多く、国家Ⅱ種では幅広い領域から出題されている。社会学ではスペンサーやリースマン、心理学ではマズローやピアジェなどが取り上げられていることから、『知名度』重視の社会学、『専門性』重視の心理学と分析されている。

② 社会事情

「労働事情」(B)、「社会保障」(C)、「高齢化・人口問題」(A)、「女性・青少年問題」(B)、「環境・資源問題」(A)、「科学技術」(B)、「その他の社会問題」(A)と分類さ

れているように、現代特有の諸問題が幅広く出題されていて、時事問題を理解しているかが問われている。出題形式はそのテーマに関する基礎的な知識を問う正誤問題が多い。

(3) 社会福祉士・精神保健福祉士試験における社会学の出題傾向

社会福祉士・精神保健福祉士の国家試験は、前述したように、平成 21 年度（平成 22 年 1 月実施予定）から新カリキュラムに移行するため、それまでの「社会学」が「社会理論と社会システム」になる。そこで、指定試験機関である社会福祉復興・試験センターが公表している出題基準（大項目・中項目・小項目）をもとに、旧カリキュラムの「社会学」について、大項目 6 分野の過去の出題傾向を分析し、新カリキュラムの「社会理論と社会システム」について、大項目 4 分野の旧カリキュラムとの対応と今後の出題傾向を予測する。

1) 旧カリキュラム「社会学」の出題傾向

① 「社会変動と社会意識・生活の変化」

「社会変動の諸概念の理解」（中項目）として、ゲゼルシャフト・ゲマインシャフト、コミュニティ・アソシエーションなどの社会学の専門用語の対概念や、ウェーバー、デュルケムなど、近代化との関連で著名な社会学者の理論が頻出している。また、「生活の変化」（中項目）として、ライフコースやジェンダーがキーワードになる問題がよく出題されている。

② 「現代社会と科学技術」

今までほとんど出題されていないが、環境問題や情報社会における問題など、今後出題される可能性は高いといえる。

③ 「現代社会の組織と専門職」

「社会変動と社会移動」（中項目）としては、SSM調査などの社会調査が出題され、「組織とネットワーク」（中項目）としては、家事（無償労働）や非正規労働を担う女性労働を中心に、若年労働や外国人労働などの現代の労働問題が多く出題されている。

④ 「現代社会における家族」

定位／生殖家族、核／拡大家族、手段／表出的役割など、家族社会学の専門用語がよく出題されている。

⑤ 「現代社会における地域社会」

シカゴ学派などの都市社会学の著名な理論や、町内会・自治会について頻出している。

農村や過疎化についての出題も目立っている。

⑥ 「現代社会における社会問題」

DV、ホームレス、自殺などについて、意識調査や統計を用いて特徴を問うような問題が多い。

2) 新カリキュラム「社会理論と社会システム」の出題傾向

① 「現代社会の理解」

旧カリキュラムの大項目「現代社会の組織と専門職」、「現代社会における地域社会」、中項目「社会変動の諸概念の理解」、小項目「現代社会と情報」など、多くの項目が対応していて、出題の中心となるであろう。ゲゼルシャフト・ゲマインシャフト、コミュニティ・アソシエーションなどの社会学の専門用語の対概念や、ウェーバー、デュルケムなど、近代化との関連で著名な社会学者の理論が頻出することが予想される。また、地域についても、シカゴ学派などの都市社会学の著名な理論や、町内会・自治会、農村や過疎化、国土計画など、引き続き出題されることが予測される。最近の傾向としては、社会変動がキーワードとなった出題が多くみられる。

② 「生活の理解」

旧カリキュラムの大項目「現代社会における家族」が対応していて、中項目「生活の変化」も関係している。定位／生殖家族、核／拡大家族、手段／表出的役割など、家族社会学の専門用語がよく出題されてきた。高齢者世帯の状況などを問う問題も多く、最新の国民生活基礎調査や国勢調査などからの出題が予想される。

③ 「人と社会の関係」

旧カリキュラムの中項目「社会意識」が対応しているといえるが、過去にあまり出題されなかった。行為や役割といった社会学ではよく扱われる内容なので、今後、出題される可能性がある。

④ 「社会問題の理解」

旧カリキュラムの大項目「現代社会における社会問題」が対応していて、小項目「現代社会と環境問題」も関係している。逸脱理論などを押さえたうえで、環境問題、貧困、虐待など、身近でありながら地球規模となった現代の社会問題への理解が必要となる。

3. まとめ

公務員試験における社会学、社会科学（社会）の受験科目としての位置づけは、どの試験でも必須であげられていることはなく、選択科目としては法律、経済、政治に比べるとかなりマイナーな科目となっていて、その傾向は、国家Ⅰ種の行政区分の専門試験での社会学の出題がなくなるなど、ますます進んでいるといえよう。

また、社会福祉士、精神保健福祉士の受験科目では、法改正により、平成 21 年度から、共通科目である「社会学」は「社会理論と社会システム」となり、本来は社会学の領域である「社会調査の基礎」が旧カリキュラムの「社会福祉援助技術」からの対応とされるため、「社会理論と社会システム」の内容から省かれ、共通科目からもはずれることになった（ただし、「社会調査の基礎」が科目として独立したことは良い変化といえる）。

このように、公務員試験や国家資格試験では、教養試験の必須問題である「時事」、「文章理解」、「数的推理」、「判断推理」、「資料解釈」などは社会学と深く関連する領域ととらえることができるものの、全体の傾向としては、「社会学」あるいは「社会科学（社会）」はあまり重視されていないといえよう。

公務員試験や社会福祉士・精神保健福祉士における社会学、社会科学（社会）の出題内容については、ウェーバー、デュルケムを筆頭に、マートン、マードック、パーソンズ、テンニースなど、比較的古典的な著名な社会学者と学説を結びつける問題や、基本用語や対概念（ゲゼルシャフト・ゲマインシャフトは頻出）など、社会学の基礎知識を問う問題が多い。また、最新の統計や意識調査を用いて、貧困、自殺、環境問題、高齢化、女性が抱える問題など、現代の社会問題への理解についての出題がみられる。

このように、社会学、社会科学（社会）の出題内容は、主に社会学の基礎知識や時事問題であって、社会学的なものの方の見方にまで踏み込んだ問題はなかなかみられない状況にある。

参考文献

資格試験研究会『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ 2 社会学』実務教育出版、2006 年。
資格試験研究会『公務員試験 新スーパー過去問ゼミ 2 社会科学－政治、経済、社会』実務教育出版、2006 年。

東海地域における社会学教育の新しい試み ——「社会調査インターカレッジ発表会」の可能性

大山小夜（金城学院大学）

1. はじめに

2007年、東海地域の4つの大学の社会学関係者が名古屋大学に集まり、全国で初めて、「社会調査インターカレッジ発表会」と題するイベントを開催した。以後、このイベントは、参加校の顔ぶれは毎回少しずつ変わりながら、年1回、東海地域内で継続的に開催されている。本稿は、この行事の立ち上げに深く関わった社会学者らによる報告¹¹、このイベントの企画・運営を支える東海社会学会（後述）の会員名簿¹²、東海地域の大学に勤務する報告者自身の体験等をもとに、このイベントの内容・経緯・背景を紹介し、大学における社会学教育と中等教育に対する示唆に引き出したい。

2. インカレ発表会とは

2007年10月、東海地域の4つの大学（愛知大学、岐阜大学、名古屋市立大学、名古屋大学（五十音順））が名古屋大学に集まり、全国で初めて、「社会調査インターカレッジ発表会」（以下、インカレ発表会）と題するイベントを開催した。このイベントは、上の4つの大学と、翌2008年夏に設立を控える東海社会学会の設立準備会による共同開催である。当日は、社会調査を学ぶ学生や大学院生のほか、これらの学生らを指導する各校の社会学教員、一般来場者ら約150名が参加した。

イベント当日、会場の名古屋大学から、次のような開会挨拶が行われた。

「インカレ発表会は、多くのことを企図しています。1つは、学生による大学間交流。2つは、大学の地域貢献（地域・地元高校に案内し参加していただく）。3つは、自らのフィードバック（1つめ、2つめを通じて、調査者は自らの調査を見直す）。4つ

¹¹ 藤田栄史・田中重好・丹辺宣彦（2008）「東海地区第1回『社会調査インターカレッジ発表会』」社会学調査士認定機構『社会と調査』創刊号、100-103頁。報告者は、第1回時は一般参加者として参加した。第3回時は社会学調査士G科目の受講者らと参加する（本報告執筆時）。また、報告者は、勤務校で社会学調査士の連絡責任者を担当していた関係から、現在、東海社会学会には、勤務校からの理事として参加している。

¹² 正確には、「東海社会学会会員原簿」（2009年9月現在）。本稿執筆時、同会では会員に配布されるかたちでの「名簿」は作成されておらず、事務局より閲覧可能な範囲内で会員情報の提供を受けた。事務局の渡辺克典氏（名古屋大学大学院環境学研究科）には、大変お世話になった。また、東海社会学会理事会には会員情報利用のご承認をいただいた。記してお礼を申し上げます。

は、社会学（社会調査）のおもしろさを自他ともに知る、です。」

インカレ発表会は、「学生と教員の枠、大学の枠を超えた開催であること」「地域の地域学会¹³が企画・運営に深く関わっていること」「社会調査士資格認定機構（当時 現：社会調査協会）が後援していること」の3点において全国初の試みといえる。

第1に、このイベントは、各校で社会調査実習関係授業を受講する学生が、大学の枠を超えて、共同で司会等の運営をし、授業成果を報告するという学生主体の形態をとっている。報告後は、質疑応答の時間が設けられ、感想等を記入するためのコメントカードも用意された。これらの意見のやりとりも、基本的には学生間で行われる。一方、社会調査実習関係授業の担当者である各校の教員は、開会挨拶や総合司会を行うが、学生らがのびのびと運営し議論できるよう、教員間の事前申し合わせに基づいて「見守りとサポート役」（藤田・田中・丹辺、100 頁）に徹している。このイベントの前身は、2005 年、2006 年、名古屋市立大学と名古屋大学が行っていた社会調査実習の交流報告会である。大学の枠を超えたこうした発表会の実現の背後には、これら2校間の社会学教員によるネットワークやノウハウの蓄積がある。また、インカレ発表会の参加校の教員らは、学生らの自主的な運営・報告や幅広い交流を促すために、入念な事前打ち合わせを行ってきた。一例をあげると、テーマのまとまりだけでなく、同じ大学のグループが固まってしまうように、プログラムの構成や部屋割りに気を配った。

第2に、このイベントには、翌年に設立を控える「東海社会学会」（詳細後述）の設立準備会が企画段階から開催当日まで深く関わっている。そもそも、インカレ発表会は、東海社会学会の設立準備を進める過程で発案されたものである。東海社会学会設立準備会は、地域学会としての学会設立をめざしていた。インカレ発表会は、それまであまり活発とはいえなかった東海地域の社会学教員間の交流を促すだけでなく、地元の社会学者らが、インカレ発表会への参加を通じて、東海地域に対する社会学の貢献の重要性を見直す機会としても企図されていた。このことに加えて、インカレ発表会では、地域学会設立への関心を背景に、当初から地域や地元高校との交流が企図されていた。具体的に、第1回インカレ発表会では、広報用のポスターを作成し、参加校の学生らの出身校である高校に掲示案内の依頼をした。また、第2回、第3回では、東海地域の教育委員会の後援を得られるよう、各所に働きかけを行った。その目的は、地元紙に記事を掲載してもらい、地元高校の教員や高校生に関心をもってもらうためであった¹⁴。

第3に、このイベントは、社会調査士資格認定機構（当時）から初の後援を得て開催さ

¹³ 東海社会学会は、社会学会の従来の地域区分の変更にはつながらない「地域学会」である。

¹⁴ 教育関係のイベント情報を新聞社が紙面に掲載するかどうかの基準の一つ、また、高校教員が高校生に教育関係のイベントを紹介するかどうかの基準の一つに、そのイベントが教育委員会からの「お墨付き」を得ているかどうかということがある。

れた。社会調査士制度は、大学における社会調査教育に様々な変化をもたらした。特に、社会調査に関する「標準カリキュラム」を導入したことで、社会調査士認定校は、標準カリキュラムに基づいて自校の社会調査に関するカリキュラムの内容や実施方法を見直すことになった。なかでも、実習科目である標準カリキュラムの「G科目」については、多くの教員が、より効率的で充実した授業運営を望んでいる。インカレ発表会の実施には、社会調査士制度の導入によるこうした変化が関わっている。インカレ発表会では、報告主体や報告内容に制約を設けなかった。このため、報告主体には、ゼミ単位のものもあれば、調査実習のサブ・グループ単位のものもあった。一方、報告内容は、大多数が社会調査士標準カリキュラムG科目の調査実習に関するものであった。その結果、参加校の教員らは、インカレ発表会を通じて、G科目の授業をどのように行ったらよいか相互に参照することができた。また、発表会の合間の休憩や、発表後の懇親会会場では、授業の進め方、調査先の選定などについて様々な意見が交換された。

2009年には、愛知大学で「第3回インカレ発表会」が開催される。ここでは、従来の「口頭報告」に加えて、新たに「ポスターセッション」も設けられる。参加校は、愛知大学、愛知学泉大学、岐阜大学、金城学院大学、名古屋大学、名古屋市立大学とこれまでで最多の5校である。後援も、愛知県、愛知県教育委員会、三重県教育委員会、岐阜県教育委員会、名古屋市教育委員会、豊橋市教育委員会、社会調査協会、愛知県私学協会とこれまでで最多である（参考①：後掲）。

3. 背景

インカレ発表会が東海社会学会の設立準備の過程で発案され、開催されたことは先に触れたとおりである。では、東海社会学会設立準備会は、どういう問題関心からインカレ発表会という着想を得たのだろうか。また、これまでのインカレ発表会では、都市環境、防犯、地元の職場、水源山村、ホスピス、書店、まちづくり、多文化共生など様々な素材が扱われたが、ほぼこれらに共通するのは、「地域に出かけて行うフィールドワーク」という方法であり、関心であった。では、なぜこれらの報告にはこうした共通点があるのだろうか。ここでは、東海社会学会の理念とメンバーを考察することで、これらの背景に迫ってみる。

東海社会学会の理念

東海社会学会の理念は会則にうかがうことができる。会則第1章（総則）第2条には次のように書かれている。

【会則】 第1章（総則）第2条

「本会は東海地域において社会学の研究および研究者相互の協力を推進し、その発展普及をはかるとともに、関連する諸学問分野との学際的な協力体制をつくり、活力ある市民社会の形成に資することをめざす。」

この内容を、よりわかりやすく箇条書きにしたものは、東海社会学会の公式サイトで公開されている。「東海社会学会とは？」というコーナーをクリックすると、先ほどの理念は4つに整理されている。

【基本理念】

- 市民社会に開かれた、社会学研究者の交流の場とする。
- 東海地域に関わる研究の発表の場とする。
- 学際性を重視する。
- 修士課程在学者・修了者、学部生、社会人学生の研究発表の場としての機能を重視する。¹⁵

基本理念の1つめの「社会学研究者の交流の場」や4つめの「修士課程在学者・修了者、学部生、社会人学生の研究発表の場」は、他の社会学会にもある程度共通するものであろう。一方、1つめの「市民社会に開かれた」、2つめの「東海地域に関わる研究の発表の場」、3つめの「学際性を重視」は、後述するとおり、東海社会学会会員の構成や関心の特徴が反映されたものと思われる。

メンバー

東海社会学会の会員数は、最新の2009年9月現在、139名である。入会を希望する者は、所定の入会申込書に記入、提出し、理事会の承認を経て会員となる。入会申込書の記入欄は、「希望会員種別（一般会員・院生会員・社会人会員）」「名前」所属・学校名「（学生・院生の場合）学年」「住所」「連絡先」「研究テーマ（自由記入）」「研究上、実践上のキーワード（5つまで自由記入）」である。このうち、以下では、「希望会員種別」「所属・学校名」の記入欄の結果を用いて彼らの所属や地理的な分布をみる。また、以下では、東海社会学会の「名前」を手がかりに、彼らが日本社会学会会員かどうかを「日本社会学会会員名簿」最新版（2006年版）と照合し、日本社会学会会員であった場合は、「日本社会学会会員名簿」入会の際、32の項目から3つまでを選ぶ「専門分野（選択）」の回答結果を参考に、東海社会学会会員の関心の特徴を探る¹⁶。

¹⁵東海社会学会公式サイト「東海社会学会とは？」
<http://cdi.sakura.ne.jp/tokaisociology/outline/index.html>

¹⁶日本社会学会名簿に記載されている専門分野を集計することで社会学者の関心の分布をみるというア

まず、東海社会学会 139 名のうち、一般会員は 8 割（113 名）を占める。一般会員には、大学関係者のみならず、地元の NPO、民間企業の関係者も含まれる。彼らの所属や地理的な分布は参考②のとおりである。東海圏の会員が 9 割以上とほとんどである。インカレ発表会の前身である交流報告会の主催校（名古屋大学、名古屋市立大学）は、もともと社会学教員数が多く、また学会設立に関わる教員も多かった。さらに、大学院生数も多い。このため、これら 2 校は東海圏メンバーの 4 割と多数を占めている。

なお、会員数としては多いわけではないが、東海社会学会では、NPO と民間企業関係者が 1 名ずつ、理事として加わっており、地域の声が学会運営に反映されるようめざされている。また、年 1 回開催される学会大会、年複数回開催される研究会では、地元の NPO の活動報告や、大学関係者による地域に関わる理論や実践の報告などが用意され、NPO と大学関係者との交流がはかられている。

参考② 東海社会学会会員の所属・学校名

東海圏	132 人	95%
名古屋大学	36 人	
名古屋市立大学	13 人	
愛知大学	7 人	
金城学院大学	8 人	
椋山女学園大学	9 人	
他大学（東海圏）	46 人	
大学以外	13 人	
他地域	6 人	4%
不明	1 人	1%

*東海圏には、「滋賀」「浜松」を含む。

*大学以外には、NP06 人、民間企業 5 人含む。

東海社会学会原簿より作成

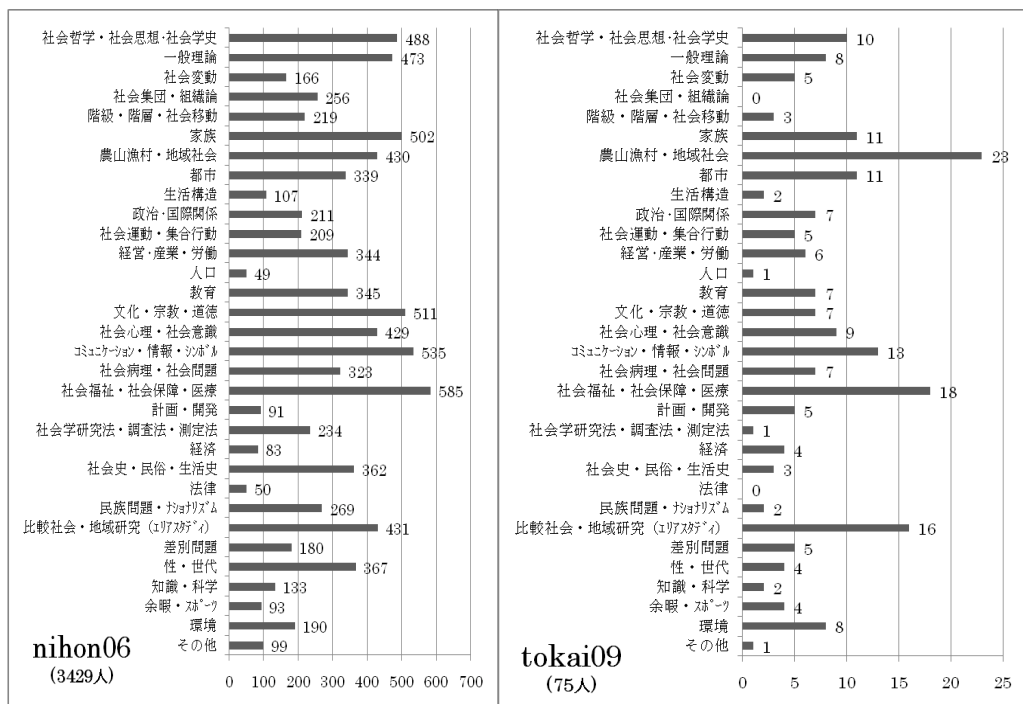
次に、東海社会学会会員の専門分野についての関心をみる。東海社会学会会員のうち、日本社会学会名簿 2006 年版に記載のあった会員は 75 名であった。これらの会員の多くは 2006 年時より東海地域の大学に勤務する者である。つまり、日本社会学会名簿に氏名の記載があった東海社会学会会員は、東海社会学会の運営や、東海社会学会の主要イベントであるインカレ発表にも深く関わりうる立場の者が多い。こうした彼らの研究上、実践上の関心を、日本社会学会名簿に記載された専門分野の回答結果から探ってみた。具体的に、先行研究（Hogetsu 2000）の集計方法を参考に、日本社会学会名簿 2006 年版を集計した結果と、そこに名前の記載があった東海社会学会会員 75 名の結果を比較した（資料③）。

アイデアは、Hogetsu, Makoto (2000) “A Social World of Sociology in Japan,” *The American Sociologist*, Fall, 5-14. より得た。

2つのグラフは、もともとの会員数も異なることから、一方は全数、他方は抽出と選定法も全く異なるので厳密な比較はできない。こうした限界を踏まえた上で、2つのグラフをざっと見比べると、東海社会学会会員は、日本社会学会会員と比べて、「一般理論」や「社会変動」などの理論的、マクロ的な関心は相対的に控えめである一方、「農山漁村・地域社会」「比較社会・地域研究」などの特定地域に関する、実証的な関心が高い。東海地域は、全国47都道府県のなかで、第二次産業の割合が高く、非正規労働者や外国人労働者が多い。こうしたことから、都市の発展とともにそれと表裏をなす公害問題、環境問題、多文化共生の課題などに対する地元社会学者の関心は高く、授業においてもこれらのテーマが扱われることは少なくない。一方で、東海地域は、街のすぐ周縁に農山漁村が広がっており、地元の大学に通う学生の保護者のなかにもこれらの第一次産業に従事する者がいる。このため、農山漁村は教員にとっても、また学生にとっても、身近な社会学的世界の一つとなっている。

東海社会学会の設立の背景には、もともと、地元社会学間の交流が少ない、という現状認識が関係者のなかにあった。しかし、このことは、上でみたような、地元社会学者の、地域への関心の高さとセットのものであったのかもしれない。このことが、「現状」を「もったいない」と感じ、学会設立やインカレ発表会の発案につながったのかもしれない。

資料③



* 左グラフは日本社会学会会員名簿 2006 年版に記載されている全会員の結果を集計。右グラフは東海社会学会理事会の承認を得て「東海社会学会会員原簿」(2009 年 9 月)を入手、日本社会学会名簿 2006 年版と照合し、日本社会学会名簿に記載のあったケースのみ集計した。各集計結果は各専門分野の「第1位」「第2位」「第3位」を合算した。

4. 示唆

以上、2007年に始まったインカレ発表会の内容・経緯・背景をみてきた。

最後に、インカレ発表会が大学の社会学教育、ならびに中等教育に与える示唆を2つ、引き出したい。

第1は、学生と教員の枠、大学の枠を超えた知的交流の意義である。少子化のなか、多くの大学は、受験生獲得のための話題作りや長期的には規模縮小や大幅な戦略転換などにむけて、改組や再編を絶えず行っている。こうしたなか、社会学教員は、心理学や福祉学などの隣接学問の教員と学部学科を共にしたり、学内で複数の学部学科に分かれて配属したりするようになってきている。また、社会学のポスト自体が減る傾向も見られる。こうしたことから、同じ学部学科の学生や異なる隣接学問のスタッフに向けて社会学の意義や魅力を積極的に伝える必要性が高まってきている。インカレ発表会は、社会学の魅力を学内にアピールするよい機会を提供してくれる。また、それだけでなく、担当した教員自身にとっても、こうしたイベントを通じて、学内の隣接学問の教員との交流とは異なる、同じ社会学徒としての連帯を確認したり、社会学の楽しさを再認識したりでき、今後の励みになる。

第2は、地域や中等教育関係者との交流の意義である。インカレ発表会は、調査実習の報告を通じて社会学教育の知見や方法を地域や中等教育関係者の方たちと共有する場を提供している。インカレ発表会の参加者は、今のところ、参加校の学生と教員が主である。しかし、今後、広報をさらに充実し、地域や高校などの中等教育関係者が多く参加するようになれば、「社会学はおもしろい」「社会学は役にも立つ」ということを広く知ってもらえるようになるかもしれない。このことは、将来、社会学徒となりうる高校生を広く、早くに発掘できるだけでなく、社会学を学んだ卒業生の就職先の開拓にもつながる。

東海地域発の「インカレ発表会」の行方に今後も注目していただきたい。

参加大学・主催 愛知大・愛知学泉大・岐阜大・金城学院大
名古屋大・名古屋市立大／共催 東海社会学会
後援 愛知県／愛知県教育委員会／三重県教育委員会／岐阜県教育委員会
名古屋市教育委員会／豊橋市教育委員会／社会調査協会／愛知県私学協会

第3回 2009.10.24

社会調査インターカレッジ発表会

東海地方の大学で、社会調査の方法を学び、実践的に探究する学生が主体となって、その成果を報告し交流をする発表会です。

参加自由です。社会学・社会調査を学ぶ学生の皆さん、高校生の皆さん、高等学校関係者、社会調査に関心のある皆さん、お気軽にご参加下さい。

プログラム

第1部会 (13:20～) 610教室

- ◇名古屋都市圏の展開と問題 ① 名古屋大学
- ◇名古屋都市圏の展開と問題 ② 名古屋大学
- ◇なごやの環境・観光まちづくり 名古屋市立大学

第2部会 (13:20～) 620教室

- ◇豊橋市とその周辺地域における障害をもつ人の「自立」生活 ① 愛知大学
- ◇伊勢湾台風の記憶と防災対策 名古屋大学

第3部会 (15:30～) 610教室

- ◇岐阜市における『まちなか居住』の実態調査 ① 岐阜大学
- ◇豊橋市民の住民生活と地域的共同 愛知大学
- ◇子どもの居場所 名古屋市立大学
- ◇博物館に行かない若者 名古屋市立大学

第4部会 (15:30～) 620教室

- ◇豊田市における地域参加とコミュニティ形成 名古屋大学
- ◇名古屋市の高卒就職の現状と特徴 名古屋市立大学
- ◇働く人へのインタビューを通して 金城学院大学
- ◇就活とジェンダー 名古屋市立大学
- ◇環境問題におけるメディアの役割 名古屋市立大学

※この他、会場ではポスター報告があります。(12:30～13:00 15:00～15:30)

お問い合わせ先

愛知大学文学部人文社会学科
行動社会学専攻 榎村研究室
E-Mail kashi@vega.aichi-u.ac.jp

電話・0532-37-0640

2009年10月24日(土)13時～18時
会場・愛知大学豊橋校舎 6号館

(610教室・620教室)

豊橋駅で豊鉄渥美線に乗り換え、「愛知大学前」駅下車

2007～2009 年度社会学教育委員会

委員長 丸山 定巳

副委員長 天野 正子

委員 渡邊 登

大屋 幸恵

城 達也

佐藤 哲彦

岡崎 宏樹

大山 小夜

森寫 由紀子

2007～2009 年度日本社会学会社会学教育委員会報告書

2009 年 10 月 10 日 発行

著者 日本社会学会社会学教育委員会

発行 熊本大学文学部佐藤研究室

〒860-8555 熊本市黒髪 2-40-1

電話 096-342-2437 (FAX 兼用)

COPYRIGHT The Japan Sociological Society 2009.

